

一般競争入札（事前審査型）
播但連絡道路・遠阪トンネル交通管理業務委託

入 札 申 請 関 係 資 料

- 1 業務積算内訳書の提出について
- 2 入札参加申込書類
 - 一般競争入札参加申込書 (様式1号)
- 3 質問書 (様式2号)
- 4 入札参加資格確認資料
 - ① 元請 履行実績 (様式3号)
 - ② 業務履行に関する実施体制 (様式4号)
 - 配置管理監督責任者名簿 (様式4-1号)
 - 電気設備運転操作有資格者名簿 (様式4-2号)
 - 交通管理隊員配置予定者名簿 (様式4-3号)
 - ③ 教育方針及び研修計画 (様式5号)
- 5 入札保証金還付請求書 (様式6号)
- 6 入札書ほか
- 7 仕様書（一式）
- 8 契約書・誓約書（ひな型）
- 9 業務要領（一式）

入札参加希望者各位

兵庫県道路公社
理事長 飯塚 功一

業務積算内訳書の提出について

下記についてご承知の上、入札に参加してください。

記

1 業務積算内訳書の提出

入札に関する条件として業務積算内訳書の提出を求めているため、所定の場所に所定の日時までに業務積算内訳書を提出できない方は、入札に参加できないこととなります。

業務積算内訳書の様式については任意としますが、金抜設計書のすべての項目について記載されていることを原則とします。

積算については、自己積算を原則としますので、自己積算していない方、他者に自らの業務積算内訳書の内容等を漏らした方も入札に参加できません。

また、自らが提出した業務積算内訳書の内容に他者の提出したものと一致又は近似する部分がある場合において、その理由、具体的な積算方法及び自己積算していることのいずれかを明らかにすることができない方も、入札に参加できないこととなるので特に注意してください。

さらに、入札参加者はお互いに競争しなければならない関係にあるため、他の入札参加者に対して見積書を交付する等の行為を行わないようにするとともに、落札者から他の入札参加者に対して本件入札に係る業務を委託する等の行為は、原則、認めていません。

なお、手持ち業務が多数あるために対応できない場合、設計図書の内容を確認して自己積算できないことが明らかになった場合、他の入札参加者からの見積依頼に応じた場合等において、入札に参加することを辞退したとしても、辞退した方に不利益が及ぶことはありません。

一般競争入札参加申込書

業務名 : 播但連絡道路・遠阪トンネル交通管理業務委託

開札日 : 令和5年12月15日(金)午後3時00分から

開札場所 : 兵庫県公社館 5階 道路公社会議室

上記業務に係る一般競争入札への参加を申し込みます。

このたびの入札参加申込にあたり、以下の事項を厳守することを誓約するとともに、
万が一違反した場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

記

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2 入札参加資格の要件を全て満たしていること。
- 3 提出資料の内容について事実と相違ないこと。

令和 年 月 日

兵庫県道路公社

契約担当者

理事長 飯塚 功一 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

Ⓜ

設計図書に関する質問書

会社名

担当者名

電話

FAX

業務名	播但連絡道路・遠阪トンネル交通管理業務委託	
番号	質問事項記入欄	回答欄（兵庫県道路公社記入欄）

※設計図書に関して質問があれば上記に記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

元請履行実績

兵庫県道路公社 理事長 様

令和 年 月 日

(受託者)

所在地

商号

代表者

印

電話番号

入札参加資格確認のため、下記のとおり履行実績を申告します。

業務委託名	契約年月日	契約期間	契約金額 (千円)	発注者
例 ○○○○ 業務	平成30年2月1日	平成30年4月1日 ~ 令和2年3月31日		
1				
2				
3				
4				
5				

(注1) 上記実績は平成30年4月1日以降の契約期間のものを記載すること。

(注2) 契約書(写し)を添付すること。

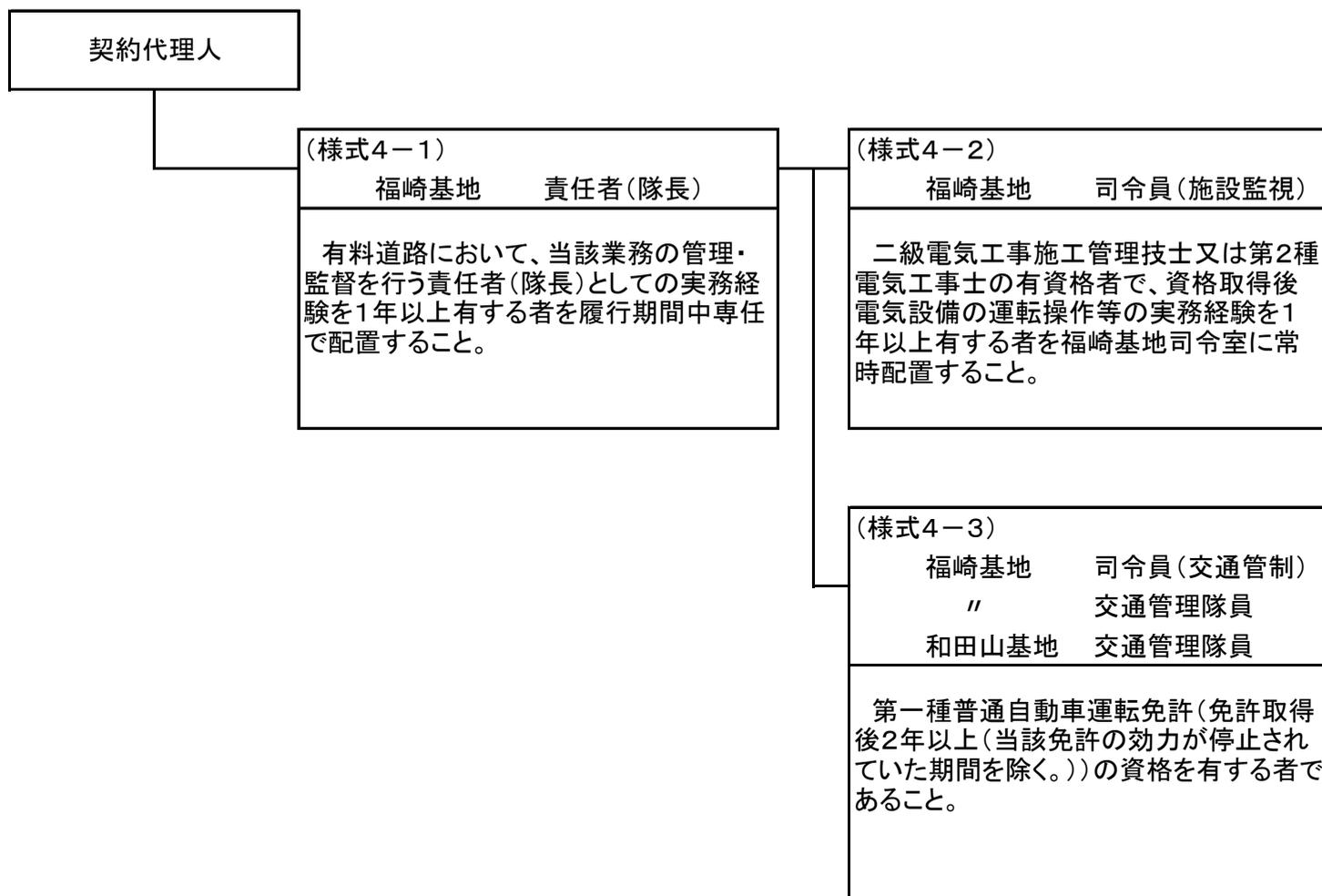
業務履行に関する実施体制

兵庫県道路公社
 理事長 飯塚 功一様

(業務名) _____
 (商号又は名称) _____
 (代表者名) _____ 印

業務履行において支障をきたさないよう適正な人員配置をするため、下記の体制で業務を実施することを届け出ます。

播但・遠阪交通管理業務の体制図



配置管理監督責任者(交通管理隊長)名簿

氏名	入社年月	年齢	生年月日	実務経験の内容 (有料道路名、役職名等)	経験年数	期間
	年月		年月日		年 月	年月～年月
計(人)	人					

※1 実務経験の内容 : 交通管理業務を経験した有料道路名、役職名等を記入してください。
また、現在と勤務している会社が違う場合はその社名を記入してください。

※2 添付書類 : 交通管理業務を経験したことがわかる書類を添付してください。
① 従事業務の契約書の写し
② 勤務配置表の写し
③ 他社の場合、従事業務証明書

電気設備運転操作有資格者(司令 施設監視)名簿

氏名	入社年月	年齢	生年月日	実務経験の内容 (会社名[有料道路名]、業務名、 役職名等)	経験年数	期間
	年 月		年 月 日		年 月	年 月 ~ 年 月
計(人)	人					

※1 実務経験の内容 :	二級電気工事施工管理技士又は第2種電気工事士の有資格者で、電気設備の運転操作等の実務経験を1年以上有した会社名、業務名、役職名等を記入してください。
※2 添付書類 :	電気設備の運転操作等を経験したことがわかる書類を添付してください。 ① 従事業務の契約書の写し ② 勤務配置表の写し ③ 他社の場合、従事業務証明書

交通管理隊員配置予定者名簿(司令 施設監視を除く)

基地名	1日の勤務体制		配置 予定者数	配置予定者の考え方	備考
福崎基地	5人	司令(交通管制)1名 交通管理隊 4名		※1)配置予定者数の考え方	
和田山基地	2人	交通管理隊 2人		※2)配置予定者採用の考え方	
計	7人		人		

注1)配置予定者の考え方 交通管理業務に従事する者(隊長・施設監視を除く)は、第一種普通自動車運転免許(免許取得後2年以上(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。))の資格を有する者であることが必要です。

注2)1日の勤務体制 会社が指定した配置人員

※1)配置予定者数 会社の指定配置人員で、日々の勤務体制を維持するために必要な人員数を記入してください。

※2)配置予定者の採用 新規参入者で、現行従事者の引継を考えられている場合は、それ以外の配置方法についても記載してください。
現行業者参入の場合は、現行の従事者の対応についても記載してください。

教育方針及び研修計画

(業務名)

(商号又は名称)

(代表者名)

印

1 教育方針

※ 就業規則、服務規律、不正防止の規定等のマニュアルを添付してください。

2 研修計画(年間)

令和 年 月 日

入札保証金還付請求書

兵庫県道路公社理事長 様

所在地

会社名

代表者名

印

入札保証金について、次のとおり請求します。

1 入札保証金に係る業務名 _____

2 請求金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

3 振込先金融機関

金融機関名	銀行 信用金庫 組合			本店 支店 出張所
預金科目	1 普通	2 当座	口座番号	
(フリカナ) 口座名義人				

業務委託入札書

業務委託名 播但連絡道路・遠阪トンネル交通管理業務委託

履行場所 姫路市的形町の形から朝来市和田山町加都まで
朝来市山東町柴から丹波市青垣町遠阪まで

入札金額 ¥

上記業務委託については、貴公社の業務委託契約はもちろん、契約条項その他関係書類及び現場等を熟知のうえ、上記金額をもって入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県道路公社 理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

なお、当社 は消費税に係る 課税事業者 であることを届出します。
私 免税事業者

- (注) 1. 金額は訂正しないこと。
2. 金額の数字はアラビア数字を用い、1,500,000- 1,500,000.00のいずれかの方法により表示すること。
3. 金額は消費税抜きで記載すること。
4. 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

業務委託入札書

業務委託名 播但連絡道路・遠阪トンネル交通管理業務委託

履行場所 姫路市的形町の形から朝来市和田山町加都まで
朝来市山東町柴から丹波市青垣町遠阪まで

入札金額 ¥

上記業務委託については、貴公社の業務委託契約はもちろん、契約条項その他関係書類及び現場等を熟知のうえ、上記金額をもって入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県道路公社 理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

なお、当社 は消費税に係る 課税事業者 であることを届出します。
私 免税事業者

- (注) 1. 金額は訂正しないこと。
2. 金額の数字はアラビア数字を用い、1,500,000- 1,500,000.00のいずれかの方法により表示すること。
3. 金額は消費税抜きで記載すること。
4. 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

入札辞退届

件名： 播但連絡道路・遠阪トンネル交通管理業務委託

上記について、都合により入札を辞退します。

入札を辞退する理由

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県道路公社 理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

仕 様 書

- 1 委託の名称
播但連絡道路・遠阪トンネル交通管理業務委託
- 2 委託業務の実施期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
なお遠阪トンネルについては、令和8年1月18日に料金徴収期間が満了となるため、令和8年1月19日以降の遠阪トンネルを除く業務内容等を改めて協議すること。
- 3 委託費の積算
委託費の積算は、別添の「設計図書」によるものとする。
なお、入札における委託費は、3年間（令和6年4月1日から令和9年3月31日）を対象として積算するものとする。
- 4 入札金額
入札金額は、委託費の積算対象期間における見積額とする。（但し、消費税及び地方消費税を除く）
- 5 契約保証金
契約期間における契約の保証は、業務履行保証人により保証すること。
業務履行保証人は、受注者と同等以上の資力及び同業務の履行実績があり業務履行能力を有すると発注者が承諾したものとする。
- 6 契約
入札の結果、落札金額に消費税及び地方消費税を加算した額を委託金額とする。
- 7 契約金額等の変更等
業務に著しい変更が生じた場合は、契約を変更できるものとする。
- 8 委託の場所
 - (1) 委託場所は次のとおりとする
 - ア 姫路市の形町から朝来市和田山町までの播但連絡道路（管理延長65.1km）
 - イ 朝来市山東町柴から丹波市青垣町遠阪までの遠阪トンネル（管理延長4.7km）
 - (2) 事務所の所在地
 - ア 神崎郡福崎町西田原（福崎基地）
 - イ 朝来市和田山町加都（和田山基地）
 - (3) 配置人員
「配置人員表」（別紙1）のとおりとする。
なお、これ以外の増員による作業については、臨時業務として半期毎に播但連絡道路管理事務所長（以下「所長」という。）に報告し、適正な臨時業務と認められる場合は契約金額の変更を行うものとする。
- 9 業務内容
原則として「交通管理要領」、「交通管理作業要領」、「施設運転監視業務特記仕様書」、「施設管理要領」に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 交通管理業務の主な業務内容
 - ア 定期（1日6回以上）又は臨時に道路パトロール車により道路をパトロールし、道路の状況、交通の状況及び気象状況等の把握に努め、「交通管理作業要領」の定める必要事項を所長に報告すること。

- イ 「交通管理要領」に定める道路の状況、交通の状況及び気象状況に係る異常事態（以下「異常事態」という。）、道路法、その他の法令に違反している者（以下「法令違反者」という。）の発生等により、緊急出動し、「交通管理作業要領」の定めるところにより事態の処理に当たること。
 - ウ 道路上の落下物の回収を行うとともに故障等により、自力走行ができなくなった車両等を安全な場所へ排除すること。
 - エ 交通事故等の現場において、警察等が行う交通規制及び交通整理に協力すること。
 - オ 管制室でのモニター監視制御、無線交信、非常電話の対応及び道路情報板、公社ホームページによる道路情報を提供すること。
 - カ 前各号に掲げるもののほか、道路の安全かつ円滑な交通を確保するため、所長が指示する業務（凍結等対策業務に関すること等）を実施すること。
- (2) 播但連絡道路及び遠阪トンネル施設運転監視業務の主な内容
- ア 福崎基地の遠方監視制御設備等により、運転監視、現地点検、検査の保守支援操作を行うこと。
 - イ 遠方監視制御設備等の故障発見及び故障発生時の原因調査及び復旧操作を行うこと。
 - ウ 設備故障及び異常時の初期対応及び状況判断による、現地作業員等への連絡及び復旧方法等の支援を行うこと。
 - エ 現地検査・保守点検時の現地作業員等への技術支援を行うこと。
 - オ 運転監視結果に基づく設備の監視データの統計解析を実施すること。
 - カ 前各号に掲げるもののほか、所長が指示する事項を実施すること。

1 0 貸与施設及び貸与車両

「貸与施設及び貸与車両」（別紙2）のとおりとする。

1 1 人員の確保及び研修

受注者は、必要な人員を速やかに確保し、受託業務に必要な研修を行い、受託業務を円滑に実施するものとする。

また、業務開始までに①制服、②通信機器や事務用品等、業務に必要な物品を用意し、業務に支障がないよう責任をもって準備するものとする。

1 2 有料道路の通行料金について

発注者が受注者へ貸与する車両が、業務により有料道路（播但連絡道路、遠阪トンネル及び山陽自動車道の一部に限る。）を通行する際は、E T C業務用プレートかつ業務用車両証明書を受注者の申請により交付するものとする。

1 3 附帯条件

- (1) 受注者が使用する基地の運営に要する経費のうち、発注者は、電気料、上水道料及び下水道使用料を負担し、その他の経費についてはすべて受注者の負担とする。
- (2) 発注者が受注者へ貸与する車両の維持管理に要する経費は、発注者の負担とする。ただし、発注者が受注者へ貸与する車両の自動車保険については、発注者と受注者の間で別途費用負担に関する協定を締結したうえで、受注者が負担するものとする。
- (3) 貸与備品類のうち、事務用備品の維持管理に要する経費は受注者の負担とし、その他の備品類は、発注者の負担とする。

1.4 業務の引継

- (1) 受注者は、必要な人員を派遣し、業務開始までに要領記載の業務を円滑に遂行できるよう、必要な引継を誠実かつ確実に行うものとする。なお、引継に係る経費は、受注者の負担とする。
- (2) 契約期間最終日に行った要領に基づく業務のうち、各種日報等の整理等は、翌日に責任をもって行い、発注者に報告するものとする。

1.5 その他

- (1) 受注者は、被雇用者への賃金について、常に最低賃金を上回るよう設定すること。
- (2) 受注者は、被雇用者に対する賃金の支払い状況について、四半期毎に支払い明細書を提出すること。

配置人員表

基地名	区 分	必要人員及び時間帯			備考
		勤務日	人員	時間帯	
福 崎 基 地	責任者（隊長）	毎日	1名	9時～18時	責任者(隊長)不在時に選任した代理人を含む。 司令の内1名（施設監視）は、仕様書に定める電気に関する資格を有するものを常時配置すること。
	司令員 （交通管制・施設監視）	毎日	2名	24時間	
	交通管理隊員	毎日	4名	24時間	
和 田 山 基 地	交通管理隊員	毎日	2名	24時間	

注(1) 責任者（隊長）は、実務経験を過去5年間で1年以上を有する者を配置。

(2) 責任者の勤務以外の時間については、福崎基地の司令員がその業務に当たること。

交通管理業務受託者職種表

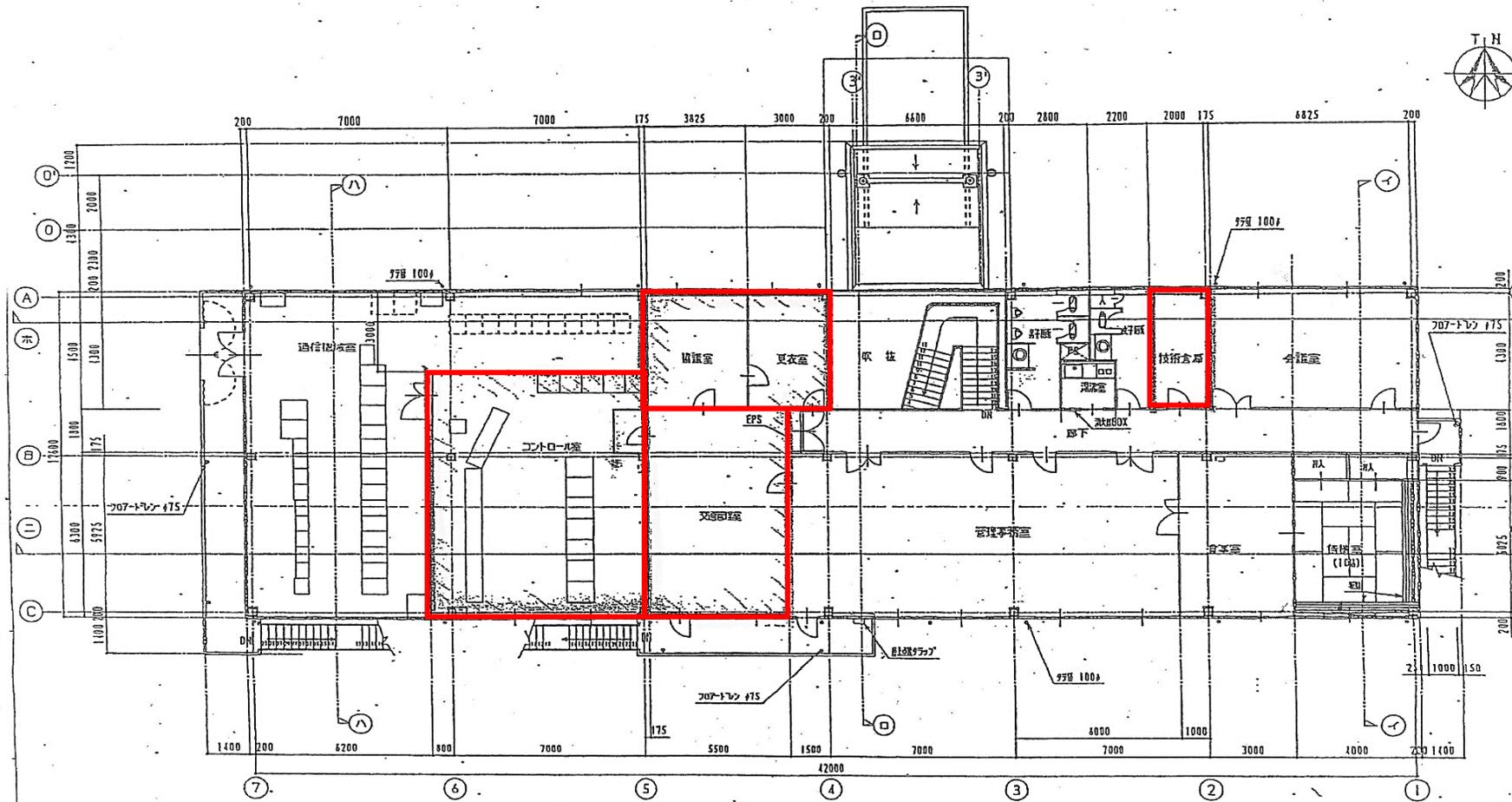
職 種	職 務 分 掌
契約代理人	○業務の総括責任者 (1) 委託業務の全般に関する委託者等との打合せ、協議及びこれらに基づく事項の実施、監督等
責任者（隊長） （責任者（隊長）不在時に選任した代理人を含む。）	○現場の総括責任者 (1) 現場業務の全てに係る事項の総括、管理、監督 (2) 管理道路の巡回
司令員 （交通管制）	○交通管制司令員 (1) 交通管理における委託業務の全てに係る事項の総括、管理、監督 (2) 円滑な道路パトロールの指示を行うこと。 (3) 事故・故障等の緊急・異常事態における的確な対応の指示を行うこと。 (4) 通行止め及び規制時の関係機関への連絡を行うこと。 (5) その他業務遂行上必要な事項
司令員 （施設監視）	○施設監視司令員 (1) 電気設備の運転監視をすること。 (2) 電気設備の故障発生時の初期対応をすること。 (3) 電気保守作業員等への操作支援をすること。 (4) その他業務遂行上必要な事項
交通管理隊員	○交通管理 (1) 円滑な道路パトロールを実施すること。 (2) 事故・故障等の緊急・異常事態における的確な対応を行うこと。 (3) 通行止め及び通行規制への協力及び実施すること。 (4) その他業務遂行上必要な事項

注 ① 責任者（隊長）の不在時には、代理の者を必ず配置させること。

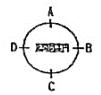
② 責任者（隊長）と契約代理人を兼ねることができる。

貸与施設及び貸与車両

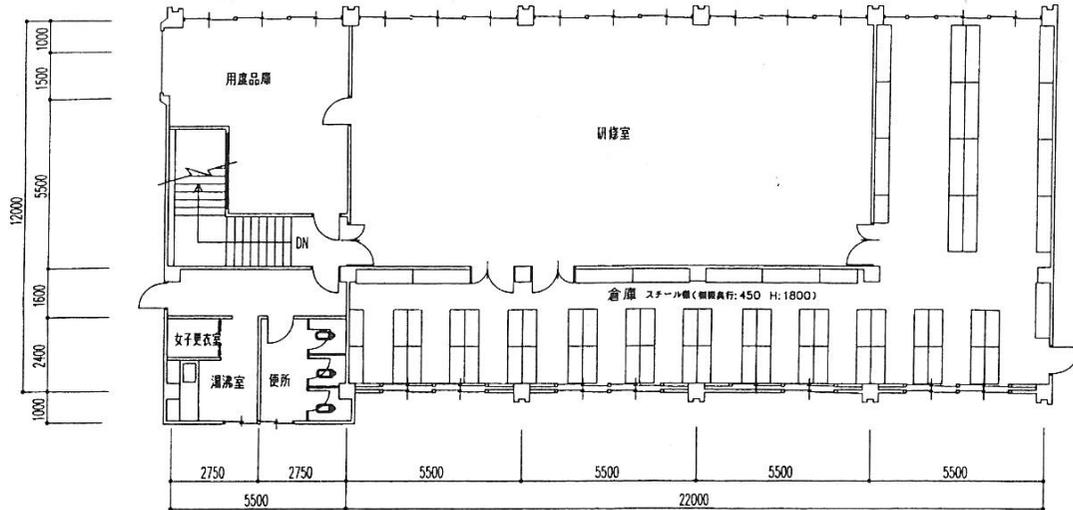
貸与施設及び車両 基地名	福崎基地	和田山基地
建 物	別紙配置図のとおり 1 コントロール室 2 交通管理室 3 協議室 4 更衣室	別紙配置図のとおり 1 モニター室 2 交通管理室 3 仮眠室
車 両	1 道路パトロール車 3台	1 道路パトロール車 1台
備品類	1 貸与車両付属器具 2 貸与車両用規制用具 3 IP 携帯用無線 4 携帯電話 5 事務用備品等	1 貸与車両付属器具 2 貸与車両用規制用具 3 IP 携帯用無線 4 携帯電話 5 事務用備品等



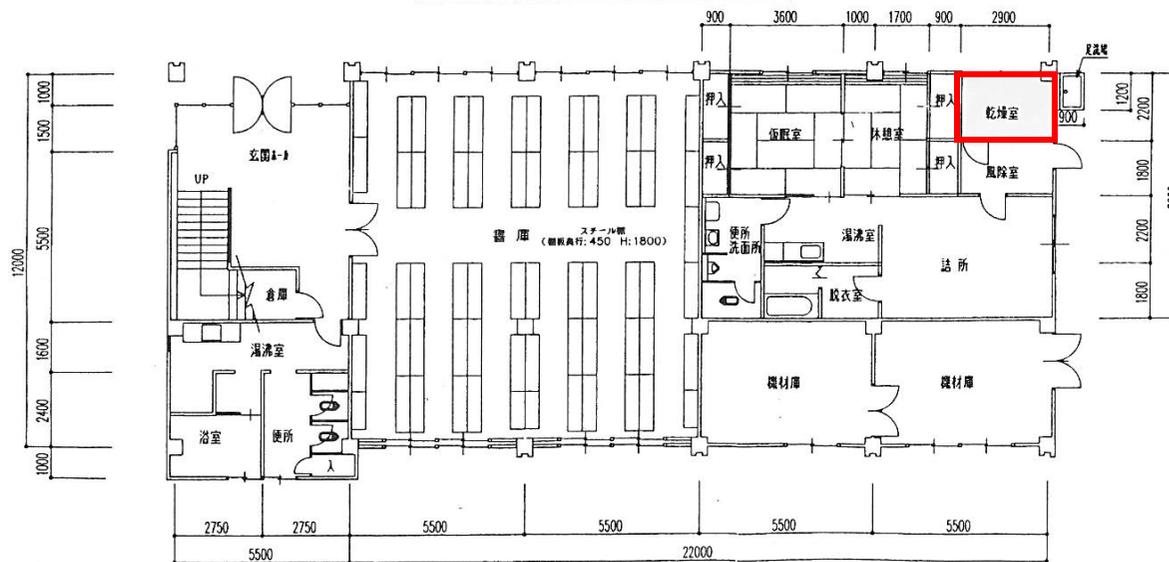
2階 平面図 S=



第 工区	
管轄路線	
播但連絡道路 (第 5 期)	
神奈川県富崎町西田原 地内	
2階 平面図	建築
縮尺	1/10
兵庫県道路公社	



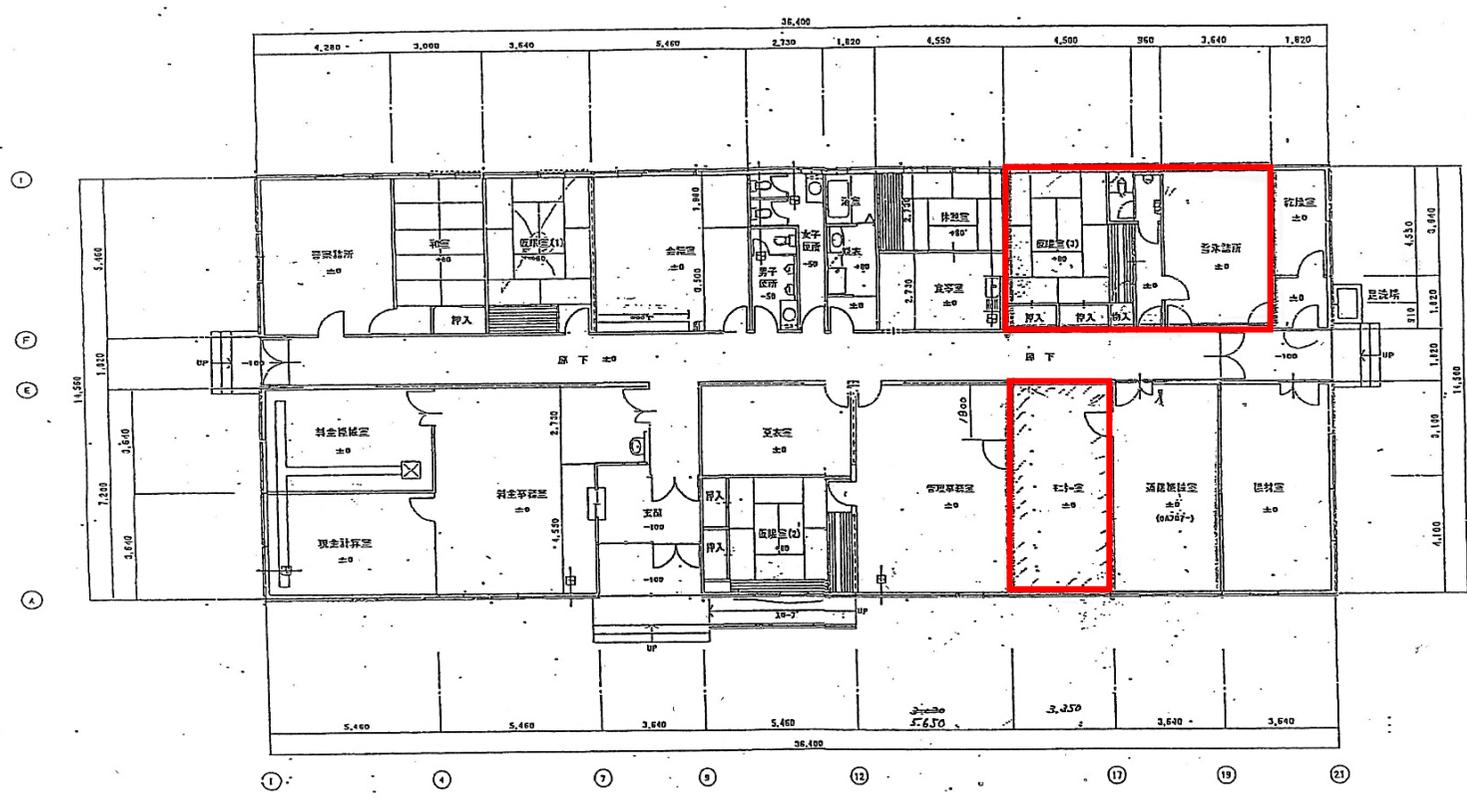
2階スチール棚配置平面図 S=1:100



1階スチール棚配置平面図 S=1:100

第 工区	
平成10年度 福崎管理事務所等に係る建築実施設計	
播但連絡道路(第5期)	
神崎郡福崎町西田原 地内	
スチール棚配置平面図 建築	
縮尺	1/100
兵庫県道路公社	

SCALE: A7 NO 2151A

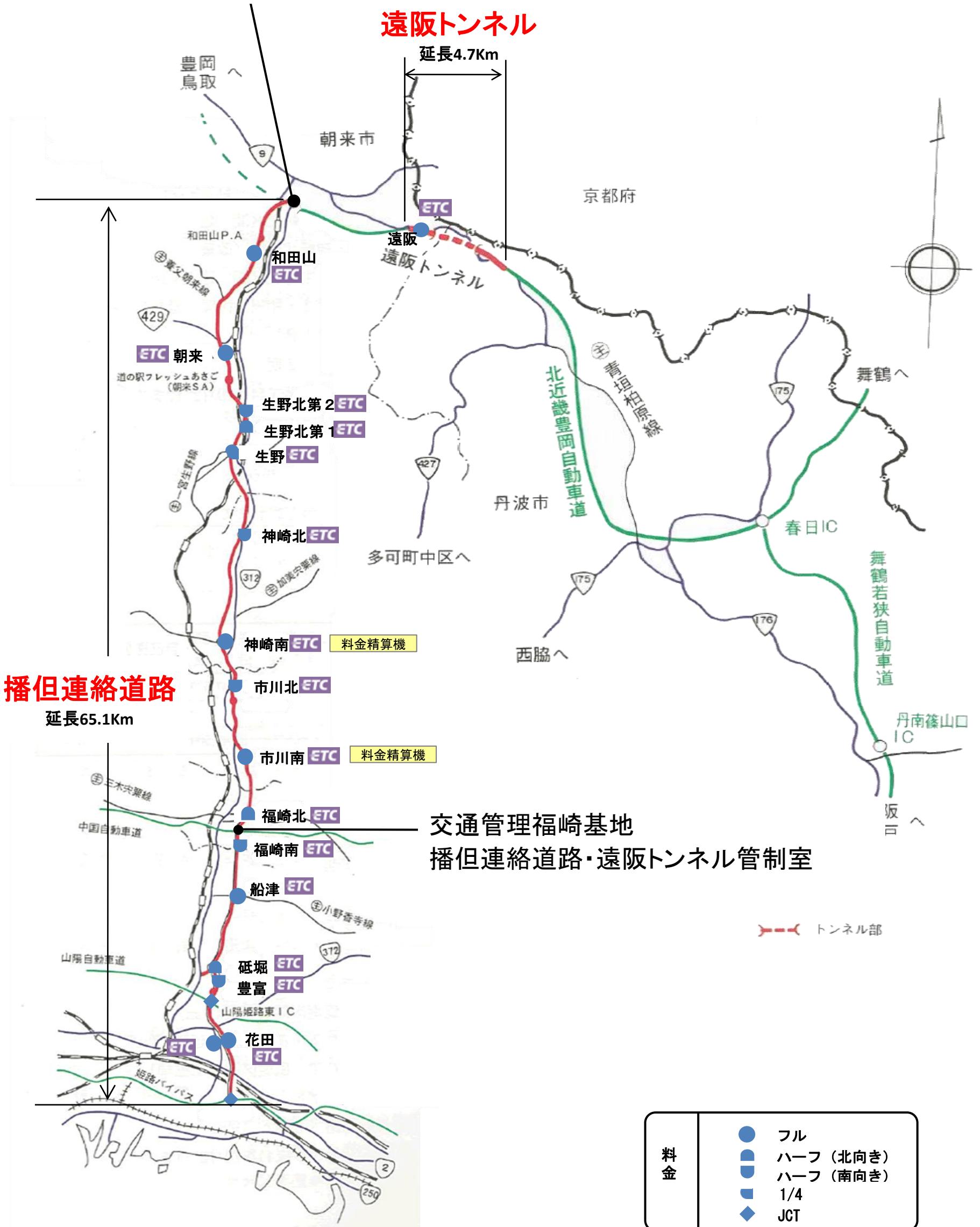


平面図

第 工区	
山形県庁舎 (村舎等修繕工事)	
福根道路線 (5期)	
朝来郡和田山町	
客務所 平面図	第
縮尺 1/100	全
兵庫県道路公社	

交通管理和田山基地

遠阪トンネル
延長4.7Km



播但連絡道路

延長65.1Km

交通管理福崎基地
播但連絡道路・遠阪トンネル管制室

播 但 連 絡 道 路

施 設 管 理 業 務 委 託

施 設 運 轉 監 視 操 作 業 務

特記仕様書

兵庫県道路公社

目 次

第一章 総 則	1
第1条 適用範囲	1
第2条 概 要	1
第3条 業務対象施設	1
第4条 委託業務の内容	1
第5条 関係法令及び条例の遵守	1
第6条 従業員数等	1
第7条 業務履行日及び勤務時間	2
第8条 業務責任者の配備	2
第9条 従業員の資格要件等	2
第二章 業務一般	
第10条 総括業務責任者	2
第11条 運転監視操作業務	2
第12条 業務の実施	3
第13条 提出書類及び備付書類	3
第14条 工具、測定器及び消耗品	4
第15条 委託事務所	4
第16条 一般心得	4
別表1	
別表2	

第一章 総則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、下記の委託業務の履行について適用する。

- 1 委託業務名：播但連絡道路交通管理業務（施設運転監視操作業務）
- 2 履行場所及び名称：兵庫県神崎郡福崎町西田原1949
播但連絡道路管理事務所 管制室内
- 3 履行期間 自 令和 3年 4月 1日
至 令和 6年 3月31日

(概要)

第2条 この業務は、発注者が管理する播但連絡道路及び遠阪トンネル有料道路に設置された電気施設、通信施設、機械施設及びそれらに付随する施設(以下「施設」という)の運転監視操作業務(以下「業務」という。)である。

(業務対象施設)

第3条 業務対象となる主要な施設は、別表－1及び別表－2に掲げる設備とする。

(委託業務の内容)

第4条 前条に掲げる各施設の運転監視操作を管制室内において行うものとし、その主たる業務は次のとおりとする。

運転監視操作業務

管制室において、諸設備の稼働状態を、遠方監視制御装置を用いて常時監視し、設備の故障及び計測値異常等の状態変動時には状況の判断を行うとともに、遠方操作等適切な処置を実施する。

- (1) 各設備の運転監視、操作
- (2) 日報・月報・年報・運転日誌等の作成
- (3) 異常・故障報告書作成
- (4) 交通情報等の把握
- (5) 設備台帳の整備及び記録
- (6) 図面及び関係図書の整理保管
- (7) 関係機関等連絡
- (8) その他委託業務遂行上、必要と認められる事項

(関係法令及び条例の遵守)

第5条 受注者は、業務の履行に当たっては、労働関係法令を遵守するとともに、施設管理業務の履行に必要な関係諸法令、条例を遵守しなければならない。

(従業員数等)

第6条 業務要員数は次のとおりとする。

交通管理福崎基地に配置する司令員は、常時1名がこの業務に従事するものとする。

(業務時間)

第7条 施設運転監視操作業務は、24時間体制とする。

(業務責任者の配置)

第8条 受注者は、業務を実施するに当たり、この業務に従事する者から業務責任者を選任するものとし、氏名その他必要事項を記入した責任者届を作成し、発注者に提出するものとする。

(従業員の資格要件等)

第9条 業務を遂行する従業員は、施設の運用状況及び機能状態に精通している者であって、次に掲げる資格を有する者または同等以上の者でなければならない。

司令員（施設運転監視）

次に掲げる項目いずれかに該当し、かつ心身共に健全で業務に十分耐えると認められる者とする。

- (1) 第2種電気工事士以上または2級電気工事施工管理技士以上の有資格者で資格取得後、電気設備の運転操作等の実務経験を1年以上有する者
- (2) 発注者が、上記と同等以上の能力を有すると認める者

第二章 業務一般

(業務責任者)

第10条 業務責任者は、施設運転監視操作業務における総括責任者として技術員を指揮監督し、業務結果を発注者に報告すると共にその指導・監督・指示に従い受託業務を円滑に運営するものとする。

(運転監視操作業務)

第11条 施設運転監視操作業務は、設備の運転状況を、遠方監視制御設備等により計測及び運転監視を行い、必要な場合には制御を行う。又、その結果を記録し発注者に報告すると共に必要に応じ記録の統計及び解析を行い、設備の改善に反映させる業務である。

なお、その詳細内容については、別に定める「施設管理要領」によるものとする。

1 運転監視

遠方監視制御設備等により運転監視並びに現地点検及び検査の保守支援操作を行うものとする。

2 異常時対応

設備異常時の初期対応及び状況判断による現地監督員、または、現地検査者等への連絡及び復旧方法等の支援を行うものとする。

3 統計解析

運転監視結果に基づく設備の監視データの統計解析を実施し、設備の効率的な運用への提言を行うものとする。

4 保守支援

現地検査時の施設保守点検員等への技術支援を行うものとする。

5 故障対応

遠方監視制御設備等の故障発見及び故障発生時の原因調査及び復旧操作を行うものとする。

(業務の実施)

第12条 受注者は、業務を実施するに当たり次の事項に留意し、正確迅速且つ安全に作業を行うものとする。

- 1 運転操作に当たっては、その目的、順序、方法及び結果を十分理解し、復唱して確認した上操作を行うものとし、必要な機器・計器・表示装置等の監視を行うものとする。
- 2 事故又は故障による停電あるいは通信回線断線が生じた時は、状況を把握し、速やかに発注者に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 遠方監視制御設備等のシステムダウン、光通信ケーブルの切断等により、広域障害が発生した場合は、影響範囲の特定及びバックアップ方法の検討、現地対応の支援を行うものとする。又、交通管制業務従事者と連携し、関係各所に連絡等の初期対応を行い、発注者に報告するものとする。
- 4 電力会社の事故による停電及び工事停電の時は、自家発電設備の運転状態を遠隔監視制御装置の指示値にて監視し、負荷設備その他の状況を把握する。
復電後は、自家発電設備の停止及びその他の状況確認を行い、その結果を記録し、発注者に報告するものとする。
- 5 現場の保守点検作業とは常に連絡を密にし、連携しながら施設の運用状態を相互で確認して、安全を確保しなければならない。
- 6 交通管制業務従事者との連携を図り、交通運用業務に協力して施設の運用を安全かつ効率的に行うものとする。
- 7 発注者より施設の緊急、異常等の監視及び調査指示を受けた場合には、直ちにデータ確認及び記録処理を実施すると共に、その他必要事項について発注者に報告するものとする。

(提出書類及び備付書類)

第13条 業務に際し、次の内容の実施計画書等を立案し、発注者に提出するものとする。

- (1) 実施計画書
- (2) 業務責任者届
- (3) 作業届
- (4) 業務実施要領
- (5) 業務に関する留意事項
- (6) 業務の連絡体制 (緊急時を含む)
- (7) 安全管理体制
- (8) 施設運転監視記録 (日報・月報)
- (9) 異常、故障報告書
- (10) 統計、解析報告書
- (11) その他

(工具、測定器及び消耗品)

第14条 業務の実施上必要とされる工具、測定器及び消耗品は受注者の負担とし、常に整備して携帯するものとする。

(委託事務所)

第15条 業務の実施上必要とされる管理用事務所は、播但連絡道路管理事務所内に設置し、発注者が貸与する部分を使用する。

(一般心得)

第16条 この業務を実施するに当たっては、次に掲げる事項を十分に心がけて業務を遂行する。

- 1 契約事項・この仕様書及び関連諸法規を十分に理解し、日常業務はもとより緊急の非常事態に際しても、迅速且つ安全に業務を遂行するものとする。
- 2 設備・機器の構造・動作及び操作方法並びに配電系統等を十分に理解し、これらの状態が通常と異なる場合は、速やかに発注者に報告し、その指示を受けるものとする。
- 3 設備の維持改善、利用度の向上及び事故の未然防止に心がけ、重要と考察する事項については、発注者に意見を付して報告するものとする。
- 4 発注者関係者と相互に十分に連絡を保つものとする。
- 5 この業務に従事する者は、勤務時間中は常に所在を明らかにし、勤務時間外においても緊急の場合は連絡が取れるような方法を講ずるものとする。
- 6 この業務に従事する者が、勤務時間中に着用する制服については、あらかじめ発注者に書面にて提出するものとする。
- 7 受注者は、施設の運用上必要があると認める場合には、業務に係わる者に対し技術上の向上あるいは安全に関する講習、又は訓練を行うものとする。

遠阪トンネル

別表-2

設備一覧

山東側明かり部		
道路照明設備		
道路照明灯具	ポール	設置台数
H F 4 0 0 W	10m	6
N H T 1 8 0 W	10m	5
N H T 1 8 0 W	12m	8
H F 7 0 0 W × 2 H 7 0 0 W × 1	13m	1
H F 7 0 0 W × 2	13m	1
計		21
トンネル照明設備		
トンネル坑外灯	ポール	設置台数
N H T 1 8 0	10m	1
輝度計	ポール	設置台数
下り線側に	3m	1
可変式速度規制標識設備		
可変式速度規制標識		設置台数
7 0 ・ 5 0 ・ 消滅		2
I T V等設備		
非常電話		設置台数
自立型		2
I T Vカメラ		設置台数
雲台付き		2
ラジオ再放送設備		
ラジオ再放送アンテナ	ポール	設置台数
避雷針装着	11m	1
防災設備		
消火設備	容量	設置台数
消火ポンプ	30Kw	1
呼水ポンプ	0.4Kw	1
自動給水ポンプ	1.5Kw	1

青垣側明かり部		
道路照明設備		
道路照明灯具	ポール	設置台数
N H T 1 8 0 W (藤木新橋)	8m	6
N H T 1 8 0 W	10m	18
プリンカーライト		1
計		25
トンネル照明設備		
トンネル坑外灯	ポール	設置台数
N H T 1 8 0 (遠阪川橋はさんで)	10m	2
輝度計	ポール	設置台数
下り線側に	3m	1
可変式速度規制標識設備		
可変式速度規制標識		設置台数
7 0 ・ 5 0 ・ 消滅		4
I T V等設備		
非常電話		設置台数
自立型		3
I T Vカメラ		設置台数
雲台付き		2
防災設備		
消火設備	容量	設置台数
消火ポンプ	30Kw	1
呼水ポンプ	0.4Kw	1
自動給水ポンプ	1.5Kw	1

トンネル部		設置機器一覧
トンネル照明設備		
道路照明灯具		設置台数
入口照明		348
基本照明		532
非常駐車帯照明		20
方向転換所照明		4
計		904
E L B 箱		設置台数
上り線側に		12
誘導表示設備		
誘導表示板		設置台数
L E D		23
可変式速度規制標識設備		
可変式速度規制標識		設置台数
70・50・消滅		4
非常駐車帯表示板		設置台数
壁面取付		4
速度規制標識		設置台数
壁面取付		4

I T V 等設備		
非常電話		設置台数
壁掛型		14
I T V カメラ		設置台数
雲台なし		13
換気設備		
換気ファン制御		設置台数
V I 計		2
C O 計		2
風速風向計		1
ジェットファン		5
防災設備		
消火栓ボックス		設置台数
消火栓	A	39
消火栓 (給水栓付き)	B	12
計		51
消火栓ボックスに		設置台数
手動通報機 (押しボタン)	下り	51
手動通報機 (押しボタン)	上り	2
計		53
自動通報機		設置台数
火災検知器		115

委託契約書

- 1 委託業務の名称 播但連絡道路・遠阪トンネル交通管理業務委託
- 2 履行場所 姫路市的形町の形～朝来市和田山町加都（播但連絡道路）
朝来市山東町柴～丹波市青垣町遠阪（遠阪トンネル）
- 3 履行期間 令和 6年 4月 1日 から
令和 9年 3月31日 まで
- 4 業務委託料 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 5 契約保証金 免 除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書3通を作成し、発注者、受注者及び業務履行保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 兵庫県道路公社 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
契約担当者 兵庫県道路公社
職氏名 理事長 飯塚 功一

受注者 住所
氏名

次の業務履行保証人は、受注者がこの契約による債務を履行しない場合において、その履行責任を負う。

業務履行保証人 住所
氏名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務の委託に関し、この約款（契約書及び特約条項、特記事項等が付された場合はこれを含む。）に定めるもののほか、別冊の仕様書、施設運転監視操作業務特記仕様書、交通管理要領、交通管理作業要領、施設管理要領及び標準交通規制図（以下「仕様書等」という。）に従い、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行しなければならない。
- 2 発注者は、その意図する委託業務を履行させるため、委託業務に関する指示を受注者又は受注者の契約代理人（第11条に定める契約代理人。以下同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の契約代理人は、当該指示に従い委託業務を行わなければならない。
 - 3 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の協議がある場合を除き、委託業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 4 受注者は、委託業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
 - 5 受注者は、委託業務を行うための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る訴訟の提起については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(委託業務の範囲)

- 第2条 発注者が受注者に委託する委託業務の範囲は、次の各号に掲げる業務とする。
- (1) 定期及び臨時に道路パトロール車により道路を巡回し、道路、交通及び気象状況の把握に努め、交通管理要領及び交通管理作業要領（以下「管理要領」という。）に定めるところにより播但連絡道路管理事務所長（以下「所長」という。）に報告すること。
 - (2) 管理要領に定める道路、交通及び気象状況に係る異常事態、道路法、その他法令に違反している者の発生等により、緊急出動し、管理要領に定めるところにより事態の処理にあたること。
 - (3) 道路上の落下物の回収又は故障等により、自力走行ができなくなった車両等を安全な場所へ排除すること。
 - (4) 交通事故等の現場において、警察等が行う交通規制及び交通整理に協力すること。
 - (5) 管制室でのモニター監視、IP無線交信、非常電話の対応及び道路情報板による道路情報を提供すること。
 - (6) 仕様書等に定めるところにより業務を行うこと。
 - (7) 遠方監視制御設備等により、施設の運転監視、現地点検、検査の保守支援操作を行うこと。
 - (8) 遠方監視制御設備等の故障発見及び故障発生時の原因調査及び復旧操作を行うこと。
 - (9) 施設の故障及び異常時の初期対応及び状況判断による、現地作業員等への連絡及び復旧方法等の支援を行うこと。
 - (10) 現地検査・施設保守点検の現地作業員等への技術支援を行うこと。
 - (11) 施設運転監視結果に基づく施設の監視データの統計解析を実施すること。
 - (12) 施設運転監視操作業務特記仕様書及び施設運転管理要領に定めるところにより業務を行うこと。
 - (13) 所長の指示によるもの。
 - (14) 前各号に付随する業務を行うこと。

(毎年度の委託金額)

第3条 各会計年度における業務委託料の支払予定額は、次のとおりとする。

令和5年度	¥0円
令和6年度	¥ , , 円
令和7年度	¥ , , 円
令和8年度	¥ , , 円

2 発注者が、前2条の委託業務の範囲における業務量が著しく増減したこと等により、交通管理隊員の人数を変更する必要があると認めたときは、発注者と受注者が協議して、契約を変更することができるものとする。

(資金計画書)

第4条 受注者は、各会計年度の4月10日までに月別年間資金計画書を発注者に提出するものとする。

2 前条第2項により契約を変更したときは、受注者は、変更した月別年間資金計画書を発注者に提出するものとする。

(委託料の支払い)

第5条 受注者は、前条各項に規定する月別年間資金計画書による当該月分の委託料を翌月10日までに発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項に基づく受注者からの委託料の請求に対し、所長からの検認結果の報告を確認のうえ、毎月末日までに支払うものとする。

(契約の保証)

第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、業務履行保証人(以下「保証人」という。)による保証を付さなければならない。

2 前項の保証人は、受注者と同等以上の資力及び同業務の履行実績があり業務履行能力を有するものと発注者が承諾したものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、委託業務を行う上で得られた情報、記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下本条において「特許権等」という。)の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(所長及び監督員の権限)

第 10 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。

その者を変更したときも、同様とする。

2 所長又は監督員は、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて所長又は監督員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する委託業務を履行させるための受注者又は受注者の契約代理人に対する委託業務に関する指示。
- (2) この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の契約代理人との協議。
- (4) 委託業務の履行の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督。

(契約代理人等の選任及び職員の届出)

第 11 条 受注者は、自己の使用する者のうちから、受注者に代わって発注者の監督又は指示に従い、委託業務の実施に関し、業務を総括する者（以下「契約代理人」という。）を選任するものとする。

2 受注者は、委託業務を適正かつ厳正に実施するため、司令、交通管理員及び施設運転監視操作員を統括する者（以下「責任者」という。）を選任するものとする。なお、発注者の承認を得た場合は契約代理人と責任者を兼ねることができる。

3 受注者は、契約代理人又は責任者が不在時の代理をする者を選任するものとする。

4 受注者は、前各項に規定する契約代理人、責任者、代理をする者（以下「契約代理人等」という。）の選任を行うときは、その者の氏名、住所、年齢、職歴、雇用形態等を書面により速やかに所長に通知するものとする。この場合、受注者は、契約代理人に委任する職務の範囲を、所長に通知するものとする。

5 受注者は、この契約に定める業務に従事する職員の氏名、年齢、雇用形態等のほか、自動車運転免許証の取得を所長に通知するものとする。

6 受注者は、前2項の規定により通知した契約代理人等又は職員を変更したときは、前2項の例により通知するものとする。

7 所長は、契約代理人等又は職員が委託業務を実施するうえで不相当と認めたときは、その理由を明示して、受注者にその変更を求めることができる。この場合において、受注者は、適切な措置をとらなければならない。

(報告等の義務)

第 12 条 受注者は、毎日、仕様書等に基づき作成した各種報告書等を所長に提出し、委託業務の状況を報告するとともに、業務中に問題事案が発生したときは、速やかに所長に報告すること。

2 所長は、前項の規定により提出された報告等に疑義を生じたときは、受注者に対してその原因の調査を指示することができる。

3 受注者は前項の指示を受けた場合には、速やかに調査し、その結果を所長に報告しなければならない。

(発注者の確認等)

第 13 条 発注者及び所長は、委託業務の履行状況を確認するため前条に定めるもののほか必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について、受注者に報告を求め又は調査し、若しくは検査を行うことができる。

- 2 発注者及び所長は、前項の報告又は調査若しくは検査の結果、委託業務の履行が適正でないと認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。
- 3 受注者は、前項の規定により発注者から指示を受けたときは、その指示に基づき、速やかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を発注者に報告しなければならない。

(異常事態の措置)

第 14 条 受注者は、災害、盗難その他異常事態が発生したときは、直ちに所長に報告するとともに、所長の指示に従い必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急の場合は臨機の措置をとったのち、速やかに所長に報告するものとする。

(貸与品等)

- 第 15 条 発注者が受注者に貸与する施設、車両その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）については、仕様書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 受注者は、貸与品等を委託業務の使用目的以外に使用し、又は使用权を他に譲渡し、転貸若しくは原状を変更してはならない。
 - 4 受注者は、貸与品等が災害その他の事項により滅失、亡失又はき損したときは、速やかに事故報告書を提出しなければならない。
 - 5 受注者は、修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、事前に書面をもって発注者の承認を得なければならない。
 - 6 受注者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった貸与品等が発注者に返還しなければならない。
 - 7 受注者は、その責に帰する事由により貸与品等を滅失又はき損し、発注者に損害を及ぼしたとき及び第三者に損害を与えたときは、損害の賠償をしなければならない。
 - 8 受注者が使用する基地等の運営に要する経費のうち、発注者は電気料、上水道料、下水道使用料を負担し、その他はすべて受注者の負担とする。
 - 9 受注者は、貸与品等の通常の維持保存に要する費用及びこれ以外のもので受注者が負担することが適当と思われる費用を負担するものとする。ただし、建物等の改築、災害等による修繕その他受注者に負担させることが不相当と認められる費用については、この限りでない。
 - 10 受注者は、委託期間が満了したとき、又は使用する必要がなくなったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。受注者が原状回復の義務を履行しないときは、発注者は使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、受注者は何ら異議を申し立てることができない。

(仕様書等と委託業務内容が一致しない場合の修補義務)

第 16 条 受注者は、委託業務の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるとき、その他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協力義務)

第 17 条 受注者は、発注者の行う調査その他発注者が委託業務の遂行上必要と認めて協力を要請する事項について協力しなければならない。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、委託業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。

(3) 仕様書等の表示が明確でないこと。

(4) 施行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。

(5) 仕様書等に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(仕様書等の変更)

第 19 条 発注者は、必要があると認められるときは、仕様書等又は委託業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託業務の中止)

第 20 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が委託業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、委託業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、委託業務の中止内容を受注者に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により委託業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者が委託業務の続行に備え委託業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(委託業務に係る受注者の提案)

第 21 条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、委託料を変更しなければならない。

(臨機の措置)

- 第 22 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 発注者は、災害防止その他委託業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務履行に伴う損害賠償)

- 第 23 条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額を発注者に賠償しなければならない。
- (1) 道路施設、貸与品等をき損又は滅失することにより発注者に損害を与えた場合は、その損害額。
 - (2) 前号に規定するもののほか、受注者の責に帰すべき理由により発注者に損害を与えたときは、当該損害の額。
- 2 受注者は、委託業務の実施について、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の責に帰する場合を除くものとする。
 - 3 発注者は、発注者の責に帰すべき理由により受注者に損害を与えたときは、当該損害の額を受注者に賠償しなければならない。

(業務履行に伴う損害賠償金等の控除)

- 第 24 条 発注者は、受注者が前条第 1 項に規定する損害賠償金等の額を、発注者の指定する期日までに支払わないときは、委託料からその金額を控除し、なお不足を生じるときはさらに不足額を請求するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 25 条 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（第 37 条に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
 - 3 委託業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（第 37 条に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者

がその賠償額を負担しなければならない。ただし、委託業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 4 前3項の場合その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(第三者による代理受領)

第26条 受注者は、発注者の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第5条の規定に基づく支払をしなければならない。

(業務履行保証人)

第27条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、保証人に対して委託業務を履行すべきことを請求することができる。

- (1) 発注者の事業の運営に支障となる行為を企て、又は行ったとき。
- (2) 法令違反行為、通行者の信頼を失墜させ、社会的な非難を受けるような社会規範に反する行為など、委託業務を実施する者として不適当であると認められる事実が発生したとき。
- (3) 第1号及び第2号のほかこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 保証人は、前項の請求があったときは、第7条の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を承継する。

(業務履行保証人の変更)

第28条 発注者は、保証人につき次の各号のいずれかにでも該当する事由が生じたときは、なんらの通知、催告がなくとも当然に、保証人との契約を解除することができる。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これに準ずる手続きが開始されたとき。
- (2) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手續開始決定等の申立がなされたとき。
- (3) その他、資力、業務履行能力等に重大な変更を生じたとき。

- 2 前項の規定により保証人の契約が解除された場合において、受注者は、受注者と同等以上の資力及び同業務の履行実績があり業務履行能力を有する新たな保証人による保証を付さなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により新たな保証人を付するときは、事前に発注者の承諾を得なければならない。

(発注者の催告による解除権)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 発注者の監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第30条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除するこ

とができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 発注者の事業の運営に支障となる行為を企て、又は行ったとき。
- (3) 法令違反行為、通行者の信頼を失墜させ、社会的な非難を受けるような社会規範に反する行為など、委託業務を実施する者として不適当であると認められる事実が発生したとき。
- (4) 前3号のほかこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して兵庫県の競争入札又はせり売りにおいて地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたととき、及び兵庫県道路公社の競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (6) 第32条又は第33条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第31条 第29条又は第30条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第32条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第33条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により仕様書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による委託業務の全ての中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

（発注者の損害賠償請求等）

第34条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第29条又は第30条の規定により契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について不履行となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (4) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事

由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

(受注者の損害賠償請求等)

第35条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第32条又は第33条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第5条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第36条 受注者は、契約が解除されたときは、貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第29条又は第30条の規定によるときは発注者が定め、第32条又は第33条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第37条 受注者は、仕様書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第38条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期限を経過した日から委託料支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(賠償の予約)

第39条 受注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として発注者が指定する期限までに発注者に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (5) 前 2 号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約外の事項）

第 40 条 この契約書に定めのない事項については、兵庫県道路公社会計規程（昭和 46 年 4 月 26 日規程第 12 号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

【暴力団等排除に関する特約】

(趣旨)

1 発注者及び受注者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

2 受注者は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）とこの契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約（以下「再委託契約」という。）を締結してはならない。

3 受注者は、当該者を発注者とする再委託契約を締結する場合においては、この特約の第2項から第7項まで、第10項、第11項及び第14項に準じた規定を当該再委託契約に定めなければならない

4 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡してはならない。

5 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。

(1) 再委託契約の受注者が暴力団等であることを知ったとき。

(2) この契約の履行に関して業務の妨害その他不当な要求を受けたとき。

(3) 再委託契約の受注者から当該者が発注した再委託契約におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。

(役員等に関する情報提供)

6 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び再委託契約の受注者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

(1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。）

(2) 受注者又は再委託契約の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時測量・建設コンサルタント等業務の契約を締結する事務所の代表者を含む。）

7 発注者は、受注者から提供された情報を兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に提供することができる。

(警察本部長から得た情報の利用)

8 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当するののかについて、警察本部長に意見を聴くことができる。

9 発注者は、警察本部長から得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県知事に提供することができる。

(発注者の解除権)

10 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、委託契約書第17条の2第1項並びに第20条第2項及び第6項の規定を準用する。

(1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したと認められるとき。

- (7) 再委託契約を締結するに当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（(7)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (9) 再委託契約の受注者が再委託契約を再発注して(1)から(5)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知らず発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が再委託契約の受注者とこの特約に準じた条項を含んだ再委託契約を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

（解除に伴う措置）

- 11 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

（違約金の徴収）

- 12 第 10 項において準用する委託契約書第 20 条第 2 項の規定による違約金の徴収については、委託契約書第 25 条の規定を適用する。

（誓約書の提出等）

- 13 受注者は、この契約の契約金額が 200 万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関する誓約書を提出するものとする。

- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
- (2) 再委託契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約の受注者としないこと。
- (3) 受注者は、この特約の条項に違反したときには、第 10 項に基づく契約の解除、前項に基づく違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

- 14 受注者は、再委託契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託契約を締結する場合には、その合計金額）が 200 万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該再委託契約の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写しを発注者に提出しなければならない。

（受注者からの協力要請）

- 15 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び警察本部長に協力を求めることができる。

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）の締結に当たり、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

記

1 契約名

播但連絡道路・遠阪トンネル交通管理業務委託

2 誓約事項

- (1) 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- (3) 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記（1）又は（2）に該当する者をその受託者とししないこと
- (4) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡しないこと。
- (5) 上記前4号に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他兵庫県道路公社が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県道路公社理事長 様

所在地

名称

代表者職氏名

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、仕様書で指定した料金事務所及び料金所で行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(再委託の禁止)

第10 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第12 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 受注者は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、受注者のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 受注者がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 受注者は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 受注者に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 発注者は、特定労働者から、受注者又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 発注者は、前項の場合においては、必要に応じ、受注者に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 受注者は、前項の報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 受注者は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。

6 受注者は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 発注者は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による発注者に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 発注者は、労働基準監督署から受注者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 受注者は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、発注者が定める期日までに当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 受注者は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、発注者が定める期日までに当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が、発注者に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 受注者が、発注者に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（受注者が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が受注者に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、受注者又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（受注者が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 受注者又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 受注者は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

播但連絡道路・遠阪トンネル交通管理業務委託

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに兵庫県道路公社へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに兵庫県道路公社が行う本契約の解除、違約金の請求その他兵庫県道路公社が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県道路公社理事長 様

所在地
名称
代表者職氏名

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

兵庫県道路公社交通管理要領

(目的)

第1条 この要領は、発注者が管理する播但連絡道路及び遠阪トンネル（以下「道路」という。）における交通管理に関する委託業務（以下「委託業務」という。）の実施について、発注者から委託を受けた者（以下「受注者」という。）が履行する委託業務に関する実施方法を定め、もって委託業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 受注者の委託業務の実施については、別に定めるもの（仕様書等）のほか、この要領の定めるところによる。

(業務実施心得)

第3条 受注者は、委託業務の実施に当たっては、常に道路及びその周辺道路における道路の状況並びに交通の状況に注意し、道路における安全かつ円滑な交通を確保するという発注者の使命を認識し、発注者と一体となってこの責務を遂行しなければならない。

(交通管理基地の設置及び交通管理隊員等の配置)

第4条 受注者は、委託業務を実施するために必要な福崎基地及び和田山基地を設置し、委託業務の実施に従事する者（以下「交通管理隊員等」という。）を配置するとともに、播但連絡道路管理事務所長（以下「所長」という。）が貸与又は使用させる車両等を配置しなければならない。

2 受注者は、交通管理隊員等の氏名、年齢、雇用形態等を所長に通知しなければならない。

(業務実施時間)

第5条 受注者は、毎日0時から24時まで委託業務を実施するものとする。

(発注者の指示)

第6条 受注者は、委託業務の実施に当たり、所長の指示があった場合はこれに従わなければならない。

2 受注者は、委託業務の実施に当たり、所長の指示を求める必要がある場合は、直ちに所長の指示を求めなければならない。

3 受注者は、道路の利用者等（以下「利用者等」という。）との間に争いが生じないように、委託業務を実施するものとし、利用者等との間に争いが生じた場合は、直ちに所長に報告し、その指示を受けるものとする。

(資格証明書の携帯)

第7条 受注者は、交通管理隊員等に常に発注者が発行する「資格証明書」（別記様式第1号）を携帯させ、関係者から請求があった場合は、これを呈示しなければならない。

2 資格証明書の有効期限は、委託契約書に記載した委託期間満了日とする。

(施設等の管理)

第 8 条 受注者は、委託業務の実施に当たり、発注者が貸与する施設及び車両等を常に善良な管理者の注意をもって管理、使用しなければならない。

2 受注者は、設備及び車両等を常に円滑な業務が行えるよう十分な整備、点検等を行わなければならない。

3 受注者は、発注者が貸与する施設の維持修繕を行う場合は、所長の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

(交通管理隊員等の教育訓練)

第 9 条 受注者は、業務の遂行に当たる職員の研修計画書を所長に提出し、承認を得るものとする。また、委託業務を安全かつ円滑に実施するため、常時、交通管理隊員等の教育訓練に努めなければならない。

(交通管理業務)

第 10 条 受注者の実施する委託業務は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 定期又は臨時に道路パトロール車により道路を巡回し、道路の状況、交通の状況及び気象状況等の把握に努め、別に定める「交通管理作業要領」の定めるところにより必要事項を通報すること。

(2) 別表 1 「交通事故等の異常事態」に定める道路の状況、交通の状況及び気象状況に係る異常事態（以下「異常事態」という。）並びに別表 2 「道路法等の法令違反」に定める道路法、その他の法令に違反している者（以下「法令違反者」という。）の発生等により、所長から指示を受けた場合は直ちに緊急出動し、「交通管理作業要領」の定めるところにより事態の処理に当たること。

(3) 所長の指示にもとづき、交通事故等の現場において、所長又は警察が行う交通規制及び交通整理に協力すること。

(4) 事故又は異常気象時等、緊急を要する場合における料金所での通行の禁止、制限等及び渋滞した車両への道路情報の提供等、所長の指示による事項を実施すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、道路の安全かつ円滑な交通を確保するため、所長が指示する事項を実施すること。

(感染症等の対策)

第 11 条 受注者は、感染症の発生を未然に防止するとともに発生時の迅速かつ的確な対応を図るため、公社が制定した「健康管理危機対策要領」、及び国・兵庫県・その他感染症専門機関から示される感染症にかかる指針等を踏まえ十分な対策を講じるとともに、道路機能を維持するため、公社に協力して業務継続に努めること。

(交通管理作業要領の適用)

第 12 条 受注者は、委託業務の実施に当たっては、「交通管理作業要領」を遵守し、安全かつ適正に行わなければならない。

(巡回及び計画書の提出)

第 13 条 受注者は、毎日次の各号に定める巡回を行い、道路の状況、交通の状況及び気象状況の把握を行い、第 15 条に定める通報、第 16 条に定める異常事態の処理、法令違反者に対する警告等を実施しなければならない。

- (1) 定期巡回：所長等の指定する時間に行う定期の巡回（原則として、全線1日6回以上とする。）
- (2) 臨時巡回：前号の定期巡回以外に道路の交通の安全と円滑を図るため、受注者が必要であると判断したとき又は所長が特に必要であると認めて指示した巡回
- (3) 巡回は、原則として2人1組で行うものとする。

2 受注者は、第1項に係る定期巡回の計画書を所長に提出し、承認を得るものとする。

（緊急出動）

第14条 受注者は、待機中又は巡回中に第10条第2号に定める異常事態等の発生より、受注者が必要であると判断したとき又は所長から指示を受けた場合は、当該異常事態等処理するため緊急出動しなければならない。

（通報）

第15条 受注者は、巡回又は緊急出動を行う場合は、次の各号に掲げる事項を所長に通報しなければならない。

なお、通行者等から情報を入手した場合も同様とする。

- (1) 巡回又は緊急出動の出発及び帰着
- (2) 折り返し地点及び発注者が別に定める地点を通過したとき。
- (3) 異常事態に関する事項
- (4) 法令違反者に対する警告等に関する事項
- (5) 異常事態の処理又は法令違反者に対する警告を行うべき場所に到達したとき。
- (6) 異常事態の処理又は法令違反者に対する警告等が終了したとき。
- (7) その他所長から通報を求めた事項

2 受注者は、巡回中又は緊急出動中に次の各号に掲げる事態が発生した場合は、当該各号に定める事項を所長に通報しなければならない。

- (1) 交通渋滞等による巡回の遅延又は緊急出動の目的地への到着の遅延
- (2) 委託業務を実施するために使用する車両に係る交通事故若しくは故障又は、交通管理隊員等の傷病

（異常事態の処理及び法令違反者に対する警告等）

第16条 受注者は、異常事態又は法令違反者について、別表1「交通事故等の異常事態」又は別表2「道路法等の法令違反」に定めるところにより、これらの処理又は警告等を行わなければならない。

（巡回への復帰等）

第17条 受注者は、前条の処理又は警告等を巡回中に行った場合は巡回に復帰し、基地から緊急出動した場合は基地に復帰するものとする。ただし、巡回中に処理又は警告等が長時間にわたった場合は、当該巡回を中断することができるものとする。

（事故車等の排除）

第18条 受注者は、自力走行ができなくなった車両を安全な場所に排除させなければならない。

(後尾追従)

第 19 条 受注者は、道路上において自力走行ができなくなった車両のけん引（吊上げけん引を含む。）による排除が行われる場合は、交通の安全を図るため、道路パトロール車により当該車両の後尾を追従しなければならない。

(その他の業務)

第 20 条 受注者は、第 10 条第 4 号の規定により、道路の安全かつ円滑な交通を確保するため所長が指示する業務を実施する場合は、所長の指示する方法により実施しなければならない。

(警察との協力)

第 21 条 受注者は、異常事態の処理、法令違反者に対する警告その他の業務を実施する場合は、警察、消防その他の関係機関と密接な連携を保ち、これに協力しなければならない。

(記録及び報告)

第 22 条 受注者は、委託業務の実施状況、その他必要事項を、毎日、「業務日誌」（別記様式第 2 号）に記載し、翌日所長に報告しなければならない。

2 受注者は、巡回又は緊急出動を行った場合は、「道路巡回記録簿」（別記様式第 3 号）を作成し、業務日誌に添えて翌日所長へ報告しなければならない。

3 受注者は、交通事故の処理を行った場合は、「交通事故・道路損傷行為等確認調書」（別記様式第 4 号）を作成し、速やかに所長へ提出しなければならない。

なお、当該事故が工事業者等に起因する場合は、現場で関係者から「誓約書」（別記様式第 5 号）を徴し、速やかに所長に提出しなければならない。

4 受注者は、毎月、「交通管理業務月次報告書」（別記様式第 6 号）を作成し、翌月の 5 日までに所長に提出しなければならない。

(臨時報告)

第 23 条 受注者は、前条に定める報告のほか、特に所長が指示する場合は、指示する期日までに書面により報告しなければならない。

(その他)

第 24 条 この要領に定めのない事項については所長が指示するものとする。

(別表 1)

交通事故等の異常事態

番号	異常事態の種類	通 報 事 項	処 理 内 容
1	交通事故	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 死傷者数及び負傷の状況 3 救急車の出動の要否及び必要台数 4 交通事故の状況 5 事故車両の台数及び損傷状況 6 現場付近の交通状況 7 交通規制の要否及び交通規制の種類 8 公社職員及び受注者の出動の要否 9 路上散乱物の状況 10 レッカー業者への依頼の要否 11 事故車両がすみやかに処理しなければならぬ危険物等を積載しているときは、その品名及び数量 12 その他必要な事項	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施すること。 2 負傷者を救助するとともに、その他の乗員を路肩等安全な場所に誘導くなど、消防機関等が行う救助活動に協力すること。 3 必要がある場合は、事故車を排除させること。（排除させる場合は、その作業を監督すること。） 4 軽微な路上散乱物がある場合は、当該散乱物を路肩等交通の支障とならない場所に排除すること。
2	交通に支障を及ぼす故障車の存在	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 故障車両の車種、年式及び登録番号 3 故障箇所 4 駐車状況 5 交通規制の要否及び交通規制の種類 6 公社職員及び受注者の出動の要否 7 修理業者への依頼の要否 8 レッカー業者への依頼の要否 9 その他必要事項	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施すること。 2 故障車両が車道に駐車しているときは、路肩その他安全な場所に移動させること。 3 故障車表示を行わせること。
3	交通に支障を及ぼす物件（放置車両を含む）の存在	1 発見時分及び存在場所（上下線別キロポスト） 2 障害物件の種類及び形状 3 現場付近の交通状況 4 交通規制の要否及び交通規制の種類 5 レッカー業者への依頼の要否 6 その他必要な事項	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施すること。 2 路肩等の交通の支障とならない場所に排除すること。
4	交通に支障を及ぼす車両火災の存在	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 消防車及び救急車の出動の要否 3 死傷者数及び負傷の状況 4 火災車両が危険物を積載しているときは、その品名及び数量 5 火災の状況 6 火災車両の台数及びその損傷状況 7 現場付近の交通状況 8 交通規制の要否及び交通規制の種類 9 公社職員及び受注者の出動の要否 10 レッカー業者への依頼の要否	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施すること。 2 道路内の火災については携行の消火器で消火作業にあたること。 3 焼損物が路上に存在する場合は、これを路肩等交通に支障のない場所に取り片付けること。

番号	異常事態の種類	通 報 事 項	処 理 内 容
		11 道路及び道路付属物の破壊、損傷若しくは汚損の状況又は路床散乱物の状況 12 その他必要な事項	
5	道路の損壊、欠壊の汚損等	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 損壊、欠壊、汚損等の状況 3 現場付近の交通状況 4 交通規制の要否及び交通規制の種類 5 通行車又は、沿道地域被害の有無及びその状況 6 公社職員及び受注者の出動要否	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施する。 2 軽微な路上散乱物については、当該路上散乱物を路肩等の交通の支障とならない場所に排除すること。 3 軽微な汚損については、応急的な清掃（パーライト散布）を行うこと。
6	交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損害を及ぼすおそれのある沿道工作物等の存在	1 存在時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 沿道工作物等の種類及びその状況 3 交通に支障を及ぼし、又は道路に損害を及ぼすおそれがある状況 4 交通規制の要否及び交通規制の種類 5 その他必要な事項	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施すること。 2 沿道工作物等の種類及びその状況を調査し、記録すること。（必要に応じて写真をとること。）
7	交通停滞又は交通混雑	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 交通停滞又は交通混雑の状況及び解消の見通し 3 交通停滞又は交通混雑の原因 4 交通規制の要否及び交通規制の種類 5 公社職員及び受注者の出動要否 6 その他必要な事項	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施する。 2 交通停滞又は交通混雑が著しい場合は、その原因、解消の見通し等についてマイク等を利用して通行車に周知させること。
8	異常気象	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 薬液散布等の対策の要否 3 交通規制の要否及び種類 4 異常気象の種類及び状況 5 その他必要な事項	1 交通規制の必要があるときは、所長の指示により、交通規制を実施すること。 2 薬剤散布等の応急措置を講じること。 3 必要に応じてマイク等により通行車に異常気象の状況について注意を喚起し、通行方法を指導すること。
9	その他の異常気象	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 異常事態の状況 3 その他必要な事項	1 必要な措置を行うこと。
10	災害時における車両の移動等 （災害対策基本法第76条の6関係）	1 発生時分及び発生場所（上下線別キロポスト） 2 車両等の停車状況 3 車両等の移動の必要性 4 現場付近の交通状況 5 その他必要な事項	1 車両の移動等を行う場合は、所長の指示により、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」によること。

(別表 2)

道路法等の法令違反

番号	異常事態の種類	通報事項	処理内容
1	人の不法立入、自転車、原動機付自転車(125cc以下)の不法通行 (道路法第48条の11)	1 発生時分及び発生場所(上下線別キロポスト) 2 立入又は通行の状況 3 公社職員又は警察官の出動要否 4 その他必要な事項	1 違反行為の中止、その他必要な措置を指示警告すること。 2 必要に応じて写真をとること。
2	交通に支障を及ぼす違法駐車車両等の悪質な道路交通法違反 (道路交通法第75条の8)	1 発生時分及び発生場所(発生場所:上下線別キロポスト) 2 道路交通法違反の状況 3 警察官の出動要否 4 その他必要な事項	1 駐停車車両の発進を促すこと。 2 その他の違反車両については、違反行為の中止等の指示警告すること。
3	不法工事又は不法維持作業 (道路法第24条違反)	1 実施時分及び実施場所(上下線別キロポスト) 2 不法工事又は不法維持作業の状況 3 公社職員又は警察官の出動要否 4 その他必要な事項	1 工事又は維持作業の中止等、道路の現状回復等を指示警告すること。 2 不法工事又は不法維持作業の状況を調査し、記録すること。 3 必要に応じて写真をとること。
4	不法占用物件	1 存在時分及び存在場所(上下線別キロポスト) 2 不法占用物件の種類及びその状況 3 公社職員又は警察官の出動要否	1 工事の中止、不法占用物件の除去、道路の現状回復等を指示警告すること。 2 不法占用物件の種類及びその状況を調査し、記録すること。 3 必要に応じて写真をとること。
5	道路に関する禁止行為違反 (道路法第43条違反)	1 実施時分及び場所(上下線別キロポスト) 2 違反行為の状況 3 公社職員又は警察官の出動要否 4 その他必要事項	1 違反行為の中止、土砂、竹木等の物件の除去、当該物件により生ずる損害を予防するために必要な措置、道路の原状回復等を指示警告すること。 2 違反行為の状況を調査し、記録すること。 3 必要に応じて写真をとること。

兵庫県道路公社交通管理作業要領

1 一般的心得

(1) 健康管理等

- ア 日々の健康管理には十分留意すること。
- イ 事務所、車両及び装備品等の整理整頓をすること。

(2) 制服等

- ア 制服は常に清潔なものを正しく着用すること。
- イ 携帯品は次のとおりとし、勤務中は常時携帯すること。
 - ① 資格証明書
 - ② 警笛
 - ③ 筆記用具
 - ④ 運転免許証

2 車両及び装備品の点検整備

(1) 車両の点検

勤務交代の都度及び道路巡回等の出発前に必ず点検整備し、異常を認めたときは播但連絡道路管理事務所長（以下「所長」という。）に報告し、その指示を受けること。

(2) 装備品の点検

- ア 道路パトロール車の装備品は、別表1「道路パトロール車に搭載する装備品」のとおりとする。
- イ 装備品の数量等が不足している場合は、所長に報告し、常に補充しておくこと。

3 作業上の安全心得

(1) 走行する場合の心得

- ア 道路交通法等関係法令に違反しないよう正常な安全運転に努めること。
- イ 夜間及び悪天候等視界の悪いとき、又は路面が滑りやすいときは、天候及び路面状況に応じた安全速度での走行を行うこと。
- ウ 道路パトロール車は交通の流れを阻害しないよう留意すること。
- エ 道路パトロール車での緊急走行時は、赤色回転灯・黄色回転灯及び前照灯を点灯し、サイレンを吹鳴すること。

(2) 駐停車する場合の心得

- ア 駐停車するときは、赤色回転灯、黄色回転灯及び点滅灯を点灯すること。
- イ 事故車等があるときは、当該車両の後方でかつ安全な場所に駐停車すること。
- ウ 路上障害物を排除する場合において、排除することが可能なときは、路肩等安全が確認され、排除に支障のない場所に駐停車すること。

(3) 中央分離帯開口部を使用する場合の心得

中央分離帯開口部は原則として使用しないものとする。ただし、緊急事態により使用する場合は所長の指示を受けること。

(4) 路上作業を行う場合の心得

- ア 作業を行う場合は、常に安全を確認し、かつ敏速に行動すること。
- イ 監視員は、路肩等の安全な場所で、通行車に正対して立ち、赤旗等を使用して通行車の監視、通行車に対する注意の喚起及び誘導を行い、危険であると認められる場合は、所定の合図の方法により、警笛又は掛声等で作業員に合図し、直ちに避難させること。
- ウ 車線に沿って走行するときは、原則として路肩等を通行すること。
- エ やむを得ず車線を徒歩により横断するときは、左右の安全を確認し、赤旗等を使用しつつ、できるだけ直角にかけ足で渡ること。

4 道路巡回中の心得

(1) 乗務員

- ア 道路パトロール車の乗務員は、原則として2名以上とすること。
- イ 巡回中は安全速度で、かつ巡回の目的に沿った速度で走行すること。

(2) 路上障害物の排除

- ア 排除を要する障害物の直前での急停止は避けること。
- イ 障害物のうち交通に支障を及ぼすおそれのあるものは、交通量・地形・気象等を考慮し、路肩・道路外等交通に支障のない場所に排除すること。
- ウ 手旗等で通行車へ警告を発し、前記3(4)により、障害物を排除すること。
- エ 障害物の排除が困難、又は長時間を要する場合は、手持ち機材で応急の通行規制を行い、所長に通報してその指示を受けること。

(3) 故障車に対する措置

- ア 故障車があるときは、その後方に赤色回転等、黄色回転灯及び点滅灯を点灯し、駐停車すること。
- イ 走行車線等にある故障車を排除するため、交通規制を行う必要があるときは、所長に通報し指示を受けること。
- ウ 故障車の運転者から事情を聴取するときは、故障車の前方の安全な場所で行うこと。
- エ 運転者からの修理業者、レッカー業者の斡旋依頼に対しては協力すること。

5 交通事故の処理

(1) 一般的心得

- ア 交通事故発生の情報を受けたときは、所長及び警察並びに消防等に通報し、現地に出動すること。
- イ 事故現場においては、警察及び消防と密接な連絡を保ち、警察官等が行う交通規制及び消防の行う救急・消火活動に協力すること。
- ウ 所長等の指示により、交通規制を実施する場合の車線に並べるカラーコーン及び矢印板（以下「カラーコーン等」という。）の設置数量、距離は、別添「標準交通規制図」によること。
- エ カラーコーン等は、通行規制を行う起点付近で後方から進行してくる車両から最も見易い場所に設置すること。
- オ 曲線部又は勾配部で見通しの悪い場所における通行規制の起点は、150m以上遠方の通行車が見通せる場所とすること。

(2) 本線の通行規制（トンネルを除く。）

- ア 道路パトロール車は事故現場の後方に駐車すること。
- イ 監視員は、道路パトロール車の後方の安全な場所で監視等を行うこと。
- ウ 作業員は、道路パトロール車の後方からカラーコーン等を路肩等から車線と平行に現場まで配置すること。
- エ 作業員は、停滞車を整理し、緊急車、救急車の通行路を確保すること。
- オ 事故の状況により、反対側車線の交通規制を必要とする場合は、事故現場の前方で上記アからウまでの作業を行うこと。
- カ 上記により一方通行させるときは、警察官等の指示を受け停滞車に指示すること。

(3) トンネル内の通行規制

- ア 道路パトロール車はトンネル入口後方警報板付近の路肩に駐車すること。
- イ 監視員は、道路パトロール車の後方の安全な場所で監視等を行うこと。
- ウ 作業員は、道路パトロール車の後方で通行車に停止を指示し、通行車が停止後にカラーコーン等を路肩から車線に直角に配置すること。
- エ 事故の状況により、反対側車線についても通行規制を実施する必要があるときは、上記アからウまでの作業を行うこと。

(4) 車両火災の場合における通行規制

- ア 車両火災の場合においても上記（2）、（3）に準じて作業を行うこと。
- イ トンネル内の場合は、特に次の点に留意すること。
 - ① できる限り迅速に通行車をトンネル入口の後方で安全な場所に停車させること。
 - ② 消防車等緊急自動車の通行路を確保すること。
 - ③ 事故車の搭乗者及びトンネル内停滞車の搭乗者をトンネル外の安全な場所に避難させること。
 - ④ トンネル内の車両の延焼防止に努めること。
 - ⑤ 可能な限り初期消火に努めること。

(5) ランプの交通規制

- ア ランプの交通規制は、上記5（3）のイからウまでの監視及び作業を行うこと。
- イ 道路パトロール車を本線とオフランプの分岐点その他適当な場所に停車して、通行車の誘導を行うこと。

(6) 交通規制の解除

- ア 交通規制を解除するときは、交通規制を行った場合と逆の順序でカラーコーン等を撤去すること。
- イ 事故現場から道路パトロール車、又は作業車を発進させるときは、特に通行車に注意するとともに、他の通行車と同じ程度の速度に達するまで赤色回転灯・黄色回転灯・点滅灯及び車載標識の表示を点灯しておくこと。
- ウ 非分離2車線区間において本線1車線の規制を解除する場合には、両方向の通行車を一旦停車させ、たうえ、カラーコーン等の撤去を行うこと。

6 法令違反者等への警告

- (1) 道路占有者及び工事の施工承認を得た者が行う工事の保安設備等について違反を発見したときは、所長に通報しその指示により必要な措置を講じること。
- (2) 不法占有者についても上記によるものとする。

7 異常気象及び災害発生時の心得

- (1) 異常気象時の警戒及び道路パトロール時においては、危険な場所に道路パトロール車を駐停車させないこと。
- (2) 法面の亀裂、少崩落等の異常が発見され、二次災害が予想されるときは、至急に所長に通報し、必要な措置を講じること。
- (3) 異常気象により災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合は、防災対策要領によること。

8 災害時における車両の移動等

「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」に基づき、所長の指示により、以下の作業を行うこと。

- (1) 所長が道路区間の指定を行った場合、道路利用者に対し速やかに周知すること。
- (2) 車両等の占有者等への移動命令は、書面、口頭等により実施すること。
- (3) 車両等の移動は、公社職員や他の委託業者等と連携し迅速に行うこと。

別表 1

道路パトロール車に搭載する装備品

装 備 品		装 備 品	
フラッシュ合図灯	4 本	牽 引 ロ ー プ	1 本
赤 旗	3 本	ブースターケーブル	1 本
懐 中 電 灯	1 個	竹 箒	2 本
保 安 器 材 (スパークマーカー)	3 個	ス コ ッ プ	2 本
発 炎 筒	50 本	消 火 器	小 1
矢 印 板	4 枚	スタフ (検 尺)	1 個
カ ラ ー コ ー ン	10 本	鋸 / 鎌 類	各1本
コ ー ン ベ ー ド	2 個	A E D	1 基
A C ラ イ ト	必要量	そ の 他 必 要 な も の	

兵庫県道路公社 防災対策要領

第1 目 的

兵庫県道路公社（以下「道路公社」という。）が管理する道路施設において、風水害、雪害、地震災害及び大規模事故による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、これらの災害による被害の拡大の防止、若しくは被害の未然防止を図るため、兵庫県道路公社危機管理要綱（以下、「危機管理要綱」という。）に基づき、災害予防、災害応急対策及び復旧に関する必要事項を定め、総合的かつ計画的な防災体制の整備及び推進を図ることを目的とする。

第2 運 用

この要領は、災害の規模、態様等に応じて有効的かつ弾力的な運用に努めるとともに、兵庫県地域防災計画に位置付けされている指定地方公共機関として、関係機関との有機的な連携を保ちながら、安全な道路機能の確保に努めるものとする。

1 研修・訓練の実施

- ア 職員の災害対応能力の向上を図るため、学識経験者等を講師とした研修会を定期的を開催するほか、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図ることとする。
- イ 防災体制の検証、対応能力や技能の向上を図るため、定期的な防災訓練を実施し、実践的な対応能力をかん養するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど防災対策の充実強化を図ることとする。
- ウ 災害発生時に職員が、的確に災害応急対策に対応できるようにするため、風水害をはじめ本要領記載の災害区分毎に、年度当初に、防災体制及び伝達方法並びに点検箇所及び点検方法等について、職場研修等を通じ、その周知徹底を図ることとする。

2 災害対策拠点の整備等

- ア 庁舎等の災害対策の拠点となる施設について、庁舎の被災による通信設備等の喪失に備え、非常用携帯電話等の装備や近隣の施設の利用等について検討することとする。
- イ 災害対策要員用の待機宿舎及び物資の確保に努めるものとする。

第3 風水害等対策

1 災害予防計画

(1) 防災体制地域別区分

地域別区分

一次細分発令地域	二次細分発令地域	
兵庫県南部	北播丹波	丹波市
	播磨南西部	姫路市
	播磨北西部	福崎町・市川町・神河町
兵庫県北部	但馬南部	朝来市

(2) 防災体制及び組織

ア 防災体制の区分及び発令基準は、次表のとおりとする。

体制の区分	発令基準
連絡員待機	① 風雨に関する注意報が発令されたとき ② 発令者が必要と判断したとき
警戒体制	① 風雨に関する警報が発令されたとき ② 発令者が必要と判断したとき
緊急体制	① 対象河川の水位が県の水防警報第3号基準水位 ^{※1} に達したとき ② 土砂災害警戒情報が発令されたとき ③ 連続雨量 ^{※2} が、200mmに達すると予測される ^{※3} とき ④ 風雨による災害が発生したとき ⑤ 風雨による災害の恐れがあり、発令者が必要と認めたとき
非常体制	① 風雨に関する特別警報が発令されたとき ② 風水害等により第三者が被害を受けたとき ③ 広範囲又は長期間にわたり交通規制を必要とするとき ④ その他社会的影響が甚大であつて、発令者が必要と認めたとき

- ※1 対象河川及び県の水防警報3号発令基準水位は、円山川（多々良木:2.00m）、市川（砥堀:4.30m・福崎:5.00m・寺前:2.70m）、越智川（神崎:2.40m）、天川（天川:2.50m）である。
- ※2 連続雨量の判断は、降り始めからその時刻までの累積雨量とする。
但し、無降雨又は時間雨量2mm以下が、3時間継続した場合は、リセットして連続雨量としない。
- ※3 「連続雨量が200mmに達すると予測される^{※3}とき」とは、累計雨量が150mmを超え、連続雨量が200mmに達すると予測される^{※3}ときとする。

イ 体制の発令

体制の発令者は、本社にあつては常務理事（危機管理担当）、播但連絡道路管理事務所（以下「事務所」という。）にあつては所長（以下「事務所長」という。）とする。

なお、警戒体制、緊急体制及び非常体制を発令したときは、本社保全課長と事務所危機管理課長は各防災体制を次表のとおり周知するものとする。

周知先	
本社	全役員員
事務所	管理・監督職員

ウ 職員の配備体制

防災体制発令時における職員の配備体制は、次表のとおりとする。

本 社	連絡員待機	警戒体制	緊急体制	非常体制
総指揮者 常務理事 （危機管理担当） 副指揮者 技術部長	原則待機なし	原則1班対応 管理職1名 （自宅待機） ----- 班長 1名 ----- 班員 1名	原則1班対応 管理職1名 （自宅待機） ----- 班長 1名 ----- 班員 1名	管理職全員 （出 社） ----- 全班員

※配備人員については、必要に応じ総指揮者、副指揮者、待機班管理職の判断で増減するものとする。

管理事務所	連絡員待機	警戒体制	緊急体制	非常体制
総指揮者 所長 副指揮者 副所長 (技)	交通管理隊 に対応	原則1班対応 総括1名 (自宅待機) ----- 班長 1名 ----- 班員 1名	原則2班対応 総括1名 (出 社) ----- 班長 2名 ----- 班員 2名	総括全員 (出 社) ----- 全班員
交通管理隊	常 駐	常 駐	常 駐	常 駐

※配備人員については、総指揮者、副指揮者の判断で増減するものとする。

※所長は、必要に応じて常務理事（危機管理担当）に対し本社職員の派遣要請をすることができるものとする。

※「連絡員待機」は、風雨に関する注意報発令時等に交通管理隊が気象状況等の情報収集を行うものとする。なお交通管理隊は、連絡員待機時に風雨に関する速度規制等の実施基準に達すると予測されるときは、危機管理課長に連絡するものとする。

(3) 任 務

防災体制区分毎における主な任務の内容は、次のとおりとする。

なお、班長は任務終了後、速やかに様式編様式第1号「災害配備体制勤務日誌・待機日誌」（様式第1-1号：本社、様式1-2号：事務所）を作成し、業務内容を発令者に報告（連絡員待機は交通管理隊の日報による）するものとする。

◇連絡員待機

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	—	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報の収集 ・交通管理業務 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供

◇警戒体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、災害情報の収集 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、災害情報の収集 ・交通管理業務 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供

◇緊急体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・交通管理業務 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供
工 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、附属施設等点検 ・応急措置の実施

◇非常体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般 ・ マスコミとの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象・災害情報の収集 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象・災害情報の収集 ・ 交通管理業務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供
工 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、附属施設等点検 ・ 応援業者の出動要請 ・ 応急措置、復旧工事の実施
現場対策班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救護、避難誘導 ・ 通行規制による現場の安全確保 ・ 緊急輸送路（指定）の確保 ・ 現場見分の立会

(4) 道路情報の提供

道路利用者の安全性、利便性を確保するため、道路情報板等による各種情報の提供、及び緊急災害時における通行規制箇所、広域迂回路等の情報提供を行うものとする。

(5) 交通確保対策の実施

ア 通行規制の実施基準

(ア) 通行制限の措置

a 次表の基準に達したときは、交通管理者（※1）に気象観測情報（降雨量及び風速）（※2）を提供し、速度規制を依頼する。

※1 交通管理者は、高速道路交通警察隊

※2 気象観測情報は、規制対象区間沿線のものとする。

b その他の通行制限については、道路法第46条の規定に基づき道路管理者として必要な措置を行う。

(イ) 通行禁止の措置

a 道路法第46条の規定に基づき、次表の基準に達した場合、事務所長は道路管理者として通行禁止の措置を行う。

b この場合、あらかじめ周辺交通管理者に通知するものとし、実施後速やかに周辺道路管理者に連絡を行う。

項目	通行制限 (速度規制等) (注)7					通行禁止			
	基準	路線名	対象区 間	方法	内容	基準	路線名	対象区 間	方法
降雨	連続 雨量(注)1 130mm 以上 又は 大雨 警報 発令 (注)2及び3	播 但 連 絡道路 ※ 状 況 に 応 じ て 区 間 を 設 定 する	和田山IC ～ 福崎北R	可変速 度標識 道路情 報板	速 度 規 制 注 意 喚 起	連続 雨量(注)1 200mm 以上 又は 土砂 災害 警戒 情報 発令 (注)4	播 但 連 絡道路 ※ 状 況 に 応 じ て 区 間 を 設 定 する	和田山IC ～ 福崎北R	遮 断 機 道 路 情 報 板 交 通 規 制 車 等
			豊富R ～ 姫路JCT	道 路 情 報 板	注 意 喚 起			豊富R ～ 姫路JCT	
		—	—	—	—		遠阪 トンネ ル (注)8	全区間	
風	風速(注)5 20m/sec 以上 又は 暴風 警報 発令(注)6	播 但 連 絡道路 ※ 状 況 に 応 じ て 区 間 を 設 定 する	和田山IC ～ 福崎北R	可変速 度標識 道路情 報板	速 度 規 制 注 意 喚 起	風速(注)5 25m/sec 以上	播 但 連 絡道路 ※ 状 況 に 応 じ て 区 間 を 設 定 する	全区間	遮 断 機 道 路 情 報 板 交 通 規 制 車 等
			福崎北R ～ 姫路JCT	道 路 情 報 板	注 意 喚 起			—	
		—	—	—	—		遠阪 トンネ ル	全区間	

(注) 1 連続雨量の判断は、降り始めからその時刻までの累積雨量とする。

但し、無降雨又は時間雨量2mm以下が、3時間継続した場合は、リセットして連続雨量としない。

(注) 2 大雨警報(浸水害)が発令されたときは、道路情報板により「注意喚起」を行う。

(注) 3 大雨警報(土砂災害)が発令されたときは、可変速度標識による「速度規制」を行う。

(注) 4 土砂災害警戒情報が発令されたときは、該当区間の「通行禁止」の措置を行う。

【上記において、土砂災害警戒情報が発令されたときは、気象庁の土砂災害警戒情報(土砂キキクル紫色・警戒レベル4)内に播但連絡道路及び遠阪トンネル対象区間が含まれた時を言う。】

(注) 5 風速は、10分間平均値とする。

(注) 6 暴風警報が発令されたときは、道路情報板により「注意喚起」を行う。

(注) 7 速度規制が必要な場合は、高速道路交通警察隊に気象観測状況(降雨量、風速等)を提供のうえ速度規制を依頼する。

(注) 8 遠阪トンネルの連続雨量が通行禁止基準値200mmに達すると見込まれる場合は、事務所は豊岡河川国道事務所との協議を密にして対応する。

また、北近畿豊岡道を除く遠阪トンネル単独で通行禁止を実施する場合は、本社と協議のうえ実施する。

イ 通行規制の実施方法

通行規制の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

(ア) 通行禁止の規制を実施する場合は、道路情報板等により、通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないようにし、あわせて、迂回路の情報提供に努めることとする。

- (イ) 異常気象により通行禁止の規制を実施した場合は、通行禁止区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対して、道路パトロール車及びラジオ等により、道路公社の指定するランプ等から速やかに流出させるなど、適切な措置を講ずることとする。
- (ウ) 被災状況の点検
通行規制を実施した場合は、「災害点検マニュアル（降雨編）」に基づき、速やかに道路の被災の有無を点検するものとする。
- (エ) 通行規制の解除等
通行規制の解除にあたっては、事務所長は次の事項に留意するものとする。
 - a 解除前点検の結果、通行規制の必要がないと認められる場合は、速やかに当該通行規制を解除するものとする。
 - b 解除前点検の結果、引き続き通行規制が必要と認められる場合は、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。
 - c 通行制限又は禁止を解除又は変更するときは、高速道路交通警察隊と必要な事項を協議し、周辺道路の管理者に連絡を行うものとする。

ウ 災害対策基本法に基づく措置

- (ア) 第76条第1項（災害時における交通の規制等）
県公安委員会により、道路の区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための規制であるため、警察や関係機関と連携して、規制区間及び期間等について周知を行うものとする。
- (イ) 第76条の6（災害時における車両の移動等）
災害発生時に立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行に著しく支障が生ずるおそれがあることから、事務所長は、県公安委員会や関係機関と連携して道路の区間を指定し、車両等の移動命令や車両の移動等を行う場合の権限が与えられたことに伴い、令和3年4月作成の「災害対策基本法に基づく車両移動等に関する運用の手引き」により行うこととする。

エ 防災体制の解除

発令者は、災害が発生する恐れがなくなったと認められる場合、又は応急復旧対策により安全が確保され、防災体制を解除することが適当と認められる場合は、発令者の判断により防災体制を解除し、その旨を理事長に報告するものとする。

オ 被災状況等の調査と報告

- (ア) 理事長への報告
事務所長は、被災状況等を調査し、その情報を随時電話等で本社へ連絡するものとする。
また、その詳細を可能な限り速やかに、様式編編様式第2号「被災状況等報告書」により、本社技術部長を経由して理事長に報告するものとする。
- (イ) 兵庫県への報告
本社保全課長は、被災状況等の情報を整理し様式編様式第3号「道路交通規制状況」及び様式第4号「道路災害報告書」により、兵庫県土木部道路保全課及び道路企画課事業推進班へ報告するものとする。
- (ウ) 国土交通省への報告
本社保全課長は、様式編「災害・事故発生時の情報提供の協力について」（国土交通省通知文）により関係部局に報告するものとする。

カ その他

災害等の現場を本格的に復旧する必要がある場合、又は管理瑕疵の有無の判定及び災害等関係者との示談を必要とする場合、事務所長は理事長と協議の上、実施する。

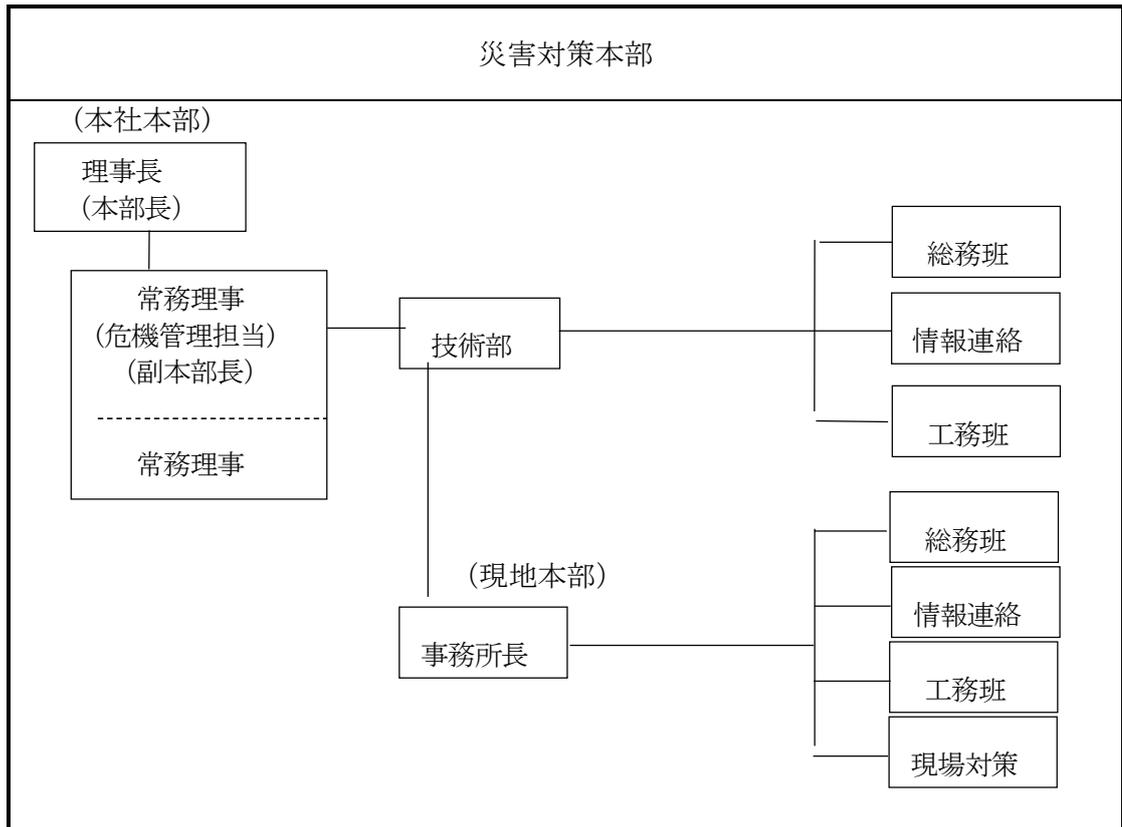
2 災害応急対策

(1) 災害対策本部の設置

危機管理要綱第7条の規定に基づき災害対策本部を設置する。

ア 組織

災害対策本部の組織は次表のとおりとする。



イ 職員の配備体制

災害対策本部が設置された場合の配備体制は、全職員（臨時職員等を除く）をもってあてるとする。

なお、班毎の職員編成は以下のとおりとし、必要に応じて本部長が指示するものとする。

ウ 任務

任 務	主な内容	
	本社	事務所
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般 ・ 本部の設営及び運営 ・ マスコミとの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般 ・ 現地本部の設営及び運営
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象・災害情報の収集 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象・災害情報の収集 ・ 交通管理業務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供
工 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧工法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、附属施設等点検 ・ 応援業者の出動要請 ・ 応急措置、復旧工事の実施
現場対策班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救護、避難誘導 ・ 通行規制による現場の安全確保 ・ 緊急輸送路（指定）の確保 ・ 現場見分の立会

(2) 防災情報の収集

兵庫県災害対策本部等関係機関と緊密な連携を図り、防災情報を収集する。
 なお、気象観測情報の種類等は、資料編資料2「気象観測情報の種類等」のとおりである。

(3) 職員等への緊急連絡体制

ア 休日・夜間の緊急連絡体制

休日・夜間における緊急連絡体制は、別表編別表第3「緊急連絡体制表」[防災対策]のとおりとする。

イ 職員への緊急連絡体制

休日・夜間における職員への緊急連絡は、別表編別表第4「緊急連絡網」及び別表第5「職員連絡先」によるものとする。

ウ 関係機関への緊急連絡体制

関係機関に対する緊急連絡は、別表編別表第6「関係機関連絡先」によるものとする。

第4 雪害対策

1 交通確保

路線の社会的な役割を鑑み、異常な降雪時以外は、2車線以上の幅員確保を原則とし、常時交通とする。

2 凍結等対策計画の策定

(1) 本社技術部長は、理事長の承認を得た凍結等対策計画に関する基本的な事項を明記した「凍結等対策計画書作成指針」を年度毎に作成し、あらかじめ事務所に通知するものとする。

(2) 事務所長は、「凍結等対策計画書作成指針」に基づき、路線毎に各年度の「凍結等対策計画」を、技術部長と協議のうえ作成するものとする。

- (3) 凍結等対策の期間は、毎年12月1日から翌年3月31日とする。
ただし、気象状況等により、対策期間を早め、若しくは延長することができる。

3 事前の措置

事務所長は、毎年度の凍結等対策期間に入るまでに次の措置を適切に講じなければならない。

- (1) 関係機関との協議及び連絡
- (2) 作業車両、資機材の整備及び点検
- (3) 交通管理業務及び凍結等対策業務の委託業者に対する凍結等対策作業内容の周知徹底

4 気象状況等の情報把握

事務所長は、最新の気象状況、路面状況、交通状況等の情報把握に努めるとともに、関係機関との緊密な情報交換を行うものとする。また、利用者に対する確かな情報提供を適宜行うものとする。

5 凍結等対策

(1) 凍結等対策体制及び組織

ア 凍結等対策

体制の区分及び発令基準は、次表のとおりとする。

体制の区分	発令基準
警戒体制	① 路面の凍結が予想されたとき ② 降雪が予想されたとき ③ その他発令者が必要と認めたとき
緊急体制	① 積雪量の増加が予想されたとき ② 通行規制（冬用タイヤ指導）を必要とするとき ③ その他発令者が必要と認めたとき
非常体制	① 凍結等事故により死傷者が多数にのぼったとき ② 通行止めを必要とするとき ③ 管内市町に雪害対策本部が設置されたとき ④ その他社会的影響が甚大であって、発令者が必要と認めたとき

イ 体制の発令

体制の発令者は事務所長とし、体制の決定にあたっては、当日の気象状況等を総合的に判断して行うものとする。

ただし、大雪警報発令時やそれに類する異常気象時の体制決定にあたっては、事務所長は技術部長と協議・調整する。

なお、体制を発令したときは、速やかにその旨を本社技術部長を経由し、理事長に報告するものとする。

ウ 職員の配備体制

各体制における職員の配備体制は、凍結等対策計画書のとおりとする。

(2) 任 務

各凍結等対策体制の任務は次のとおりとし、任務別の構成員は、発令者が指定するものとする。

◇警戒体制

任 務	主 な 内 容
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 道路交通管理業務 ・ 社内及び関係機関との連絡調整 ・ 利用者への注意喚起及び情報提供
現場対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凍結防止剤等の散布

◇緊急体制

任 務	主 な 内 容
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 道路交通管理業務 ・ 社内及び関係機関との連絡調整 ・ 利用者への注意喚起及び情報提供
現場対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凍結防止剤等の散布 ・ 除雪作業の実施 ・ 冬用タイヤ指導に伴う通行制限

◇非常体制

任 務	主 な 内 容
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象・災害情報の収集 ・ 道路交通管理業務 ・ 社内及び関係機関との連絡調整 ・ 利用者への注意喚起及び情報提供
現場対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凍結防止剤等の散布 ・ 除雪作業の実施 ・ 冬用タイヤ指導に伴う通行制限 ・ 通行止めに伴う交通規制

(3) 交通確保対策の実施

ア 通行規制の実施基準

(ア) 通行制限の措置

a 次表の基準に達したときは、交通管理者（※1）に気象観測情報及び路面状況（気温及び降雪量等）（※2）を提供し、速度規制を依頼する。

※1 交通管理者は、高速道路交通警察隊

※2 気象観測情報は、規制対象区間沿線のものとする。

b その他の通行制限については、道路法第46条の規定に基づき事務所長は、道路管理者として必要な措置を行う。

(イ) 通行禁止の措置

- a 道路法第46条の規定に基づき、次表の基準に達した場合、事務所長は、道路管理者として通行禁止の措置を行う。
- b この場合、あらかじめ周辺交通管理者に通知するものとし、実施後速やかに周辺道路管理者に連絡を行う。

項目 気象	通行制限（速度規制）					通行禁止			
	基準	路線名	対象区間	方法	内容	基準	路線名	対象区間	方法
雪・凍結	降がまったり	播但連絡道路 ※状況に応じて区間を設定する	和田山IC－ 福崎北R 福崎北R－ 姫路JCT	可変速度標識 道路情報板	速度規制 注意喚起 注意喚起	積雪及び凍結により一般車両（冬用タイヤ指導区間にあつては、冬用タイヤ装着車）の通行が困難であると判断されたとき	播但連絡道路 ※状況に応じて区間を設定する	全区間	遮断機 道路情報板 交通規制車等
	凍のれあ	遠阪トンネル	—	—	—		遠阪トンネル	全区間	

イ 災害対策基本法に基づく措置

(ア) 第76条第1項（災害時における交通の規制等）

県公安委員会により、道路の区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための規制であるため、警察や関係機関と連携して、規制区間及び期間等について周知を行うものとする。

(イ) 第76条の6（災害時における車両の移動等）

災害発生時に立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行に著しく支障が生ずるおそれがあることから、事務所長は、県公安委員会や関係機関と連携して道路の区間を指定し、車両等の移動命令や車両の移動等を行う場合の権限が与えられたことに伴い、令和3年4月作成の「災害対策基本法に基づく車両移動等に関する運用の手引き」により行うこととする。

ウ 通行規制の解除等

事務所長は、自動車の安全な通行に支障がないと認めた場合は、速やかに高速道路交通警察隊と協議のうえ、通行の禁止又は制限を解除するものとする。

エ 通行規制状況の報告

(ア) 理事長への報告

事務所長は、通行規制に係る措置を実施した場合、速やかに本社技術部長を經由して理事長に報告するものとする。また、同時にその他関係機関へも連絡するものとする。

(イ) 兵庫県への報告

本社保全課長は、被災状況等の情報を整理し、様式編様式第3号「道路交通規制状況」及び様式第4号「道路災害報告書」により、兵庫県土木部道路保全課及び道路企画課事業推進班へ報告するものとする。

(ウ) 国土交通省への報告

本社保全課長は、様式編「災害・事故発生時の情報提供の協力について」（国土交通省通知文）により関係部局に報告するものとする。

オ 凍結等対策作業報告

事務所長は、凍結等対策体制をとった場合、降雪量、気温、交通の確保状況及び作業内容等を、午前9時30分までに本社技術部長を経由して理事長に報告するものとする。

カ 職員の派遣要請

事務所長は、凍結等対策体制が長時間連続したときは、必要に応じて、常務理事（危機管理担当）に、職員の応援派遣を要請することができる。

6 凍結等応急対策

兵庫県が「兵庫県道路除雪要綱」第8条に基づき、警戒本部又は緊急本部を設置した場合、理事長は本社内に危機管理要綱第7条に定める対策本部として豪雪対策警戒本部又は豪雪対策緊急本部を設置するものとする。

(1) 豪雪対策警戒本部の設置

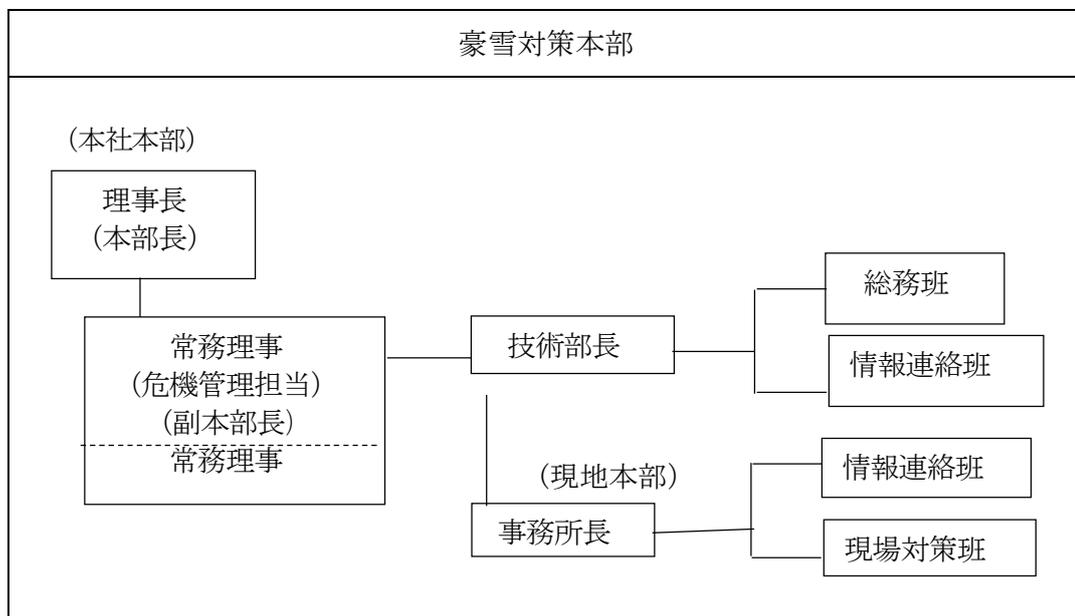
豪雪対策警戒本部は、兵庫県道路雪害対策警戒本部又は道路雪害対策警戒本部を設置した場合並びに事務所長が非常体制を発令した場合に設置する。

(2) 豪雪対策緊急本部の設置

豪雪対策緊急本部は、兵庫県道路雪害対策緊急本部又は道路雪害対策緊急本部を設置した場合並びに事務所長が非常体制を発令し、特に長期の通行止めが予想された場合に設置する。

(3) 組織

豪雪対策本部の組織は次表のとおりとする。



(4) 職員の配備体制

豪雪対策本部の配備体制は、次表のとおりとする。

豪雪対策体制	豪雪対策警戒本部	豪雪対策緊急本部
<p>本社</p> <p>本社</p> <p>総指揮者 常務理事 (危機管理担当)</p> <p>副指揮者 技術部長</p>	<p>管理職 1名</p> <p>原則 1 班で対応 (状況により増員)</p>	<p>管理職 1名</p> <p>原則 1 班で対応 (状況により増員)</p>
<p>事務所</p>	<p>管理職 1名</p> <p>原則として 2 班 (状況により増員)</p>	<p>管理職 (本社 1名 事務所 1名)</p> <p>原則として 2 班 (本社 : 1 班 事務所 1 班)</p> <p>(状況により増員)</p>

(5) 任務

豪雪対策本部の(本部)の各班における任務は、次表のとおりとする。

班	任 務
本社	<p>総務班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般 ・ マスコミとの対応
	<p>情報連絡班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通状況の情報収集 ・ 気象・災害情報の収集 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供
事務所	<p>情報連絡班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 交通管理業務 ・ 社内及び関係機関との連絡調整 ・ 利用者への注意喚起及び情報提供
	<p>現場対策班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 凍結防止剤等の散布 ・ 除雪作業の実施 ・ 冬用タイヤ指導に伴う通行制限 ・ 通行止めに伴う通行規制

第5 地震災害対策

1 災害予防計画

(1) 防災体制地域別区分 地域別区分

緊急地震速報・震度速報発令区域		道路公社の関係事務所
発令区域	発令市町	
兵庫県南東部	丹波市	播但連絡道路管理事務所
兵庫県南西部	姫路市・福崎町・市川町・神河町	播但連絡道路管理事務所
兵庫県北部	朝来市	播但連絡道路管理事務所

(2) 防災体制及び組織

ア 防災体制の区分及び発令基準は、次表のとおりとする。

体制の区分	発 令 基 準
警戒体制	① 発令者が必要と判断したとき
緊急体制	① 震度4の地震が発生したとき ② 発令者が必要と判断したとき
非常体制	① 震度5弱以上の地震が発生したとき ② 地震による重大な災害が発生したとき ③ 広範囲又は長期間にわたり交通規制を必要とするとき ④ その他社会的影響が甚大であって、発令者が必要と認めたとき

イ 体制の発令

体制の発令者は、本社にあつては常務理事（危機管理担当）、事務所にあつては事務所長とする。

ただし、震度4以上が観測された場合は自動発令とする。

なお、体制を発令したときは、速やかにその旨を理事長に報告するものとする。

ウ 職員の配備体制

防災体制発令時における職員の配備体制は、別表編別表第1「職員の配備体制表」のとおりとする。

なお、防災体制発令時又は災害対策時の本社及び事務所の班編成等を定めた別表編は、毎年度頭初に見直すものとする。

(3) 任 務

防災体制区分毎における主な任務の内容は、次のとおりとする。

なお、班長は任務終了後、速やかに様式編様式第1号「災害配備体制勤務日誌・待機日誌」（様式第1-1号：本社、様式1-2号：事務所）を作成し、勤務内容を発令者に報告するものとする。

◇警戒体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・交通管理業務 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供

◇緊急体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・交通管理業務 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・交通管理業務 ・社内及び関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供
工 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、附属施設等点検 ・応急措置の実施

◇非常体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・社内の連絡調整 ・庶務一般 ・マスコミとの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内の連絡調整 ・庶務一般
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・災害情報の収集 ・交通管理業務 ・関係機関との連絡調整 ・利用者への情報提供
工 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、附属施設等点検 ・応援業者の出動要請 ・応急措置、復旧工事の実施
現場対策班		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救護、避難誘導 ・通行規制による現場の安全確保 ・緊急輸送路（指定）の確保 ・現場見分の立会

(4) 道路情報の提供

道路利用者の安全性、利便性を確保するため、道路情報板等による各種情報の提供及び緊急災害時における通行規制箇所、広域迂回路等の情報提供を行うこととする。

(5) 交通確保対策の実施

ア 通行規制の実施基準

(ア) 通行制限の措置

- a 次表の基準に達したときは、交通管理者（※1）に気象庁地震速報（※2）を提供し、速度規制を依頼する。

※1 交通管理者は、高速道路交通警察隊

※2 気象観測情報は、規制対象区間沿線のものとする。

b その他の通行制限については、道路法第46条の規定に基づき事務所長は、道路管理者として必要な措置を行う。

(イ) 通行禁止の措置

a 道路法第46条の規定に基づき、次表の基準に達した場合、事務所長は、道路管理者として通行禁止の措置を行う。

b この場合、あらかじめ周辺交通管理者に通知するものとし、実施後速やかに周辺道路管理者に連絡を行う。

項目 気象	通行制限（速度規制）					通行禁止			
	基準	路線名	対象区間	方法	内容	基準	路線名	対象区間	方法
地震	震度4	播但連絡道路 ※状況に応じて区間を設定する	和田山IC — 福崎北R	可変速度標識	速度規制	震度5 弱以上	播但連絡道路 ※状況に応じて区間を設定する	全区間	遮断機 道路情報板 交通規制車等 (1) イ参照
				道路情報板	注意喚起				
			福崎北R— 姫路JCT	道路情報板	注意喚起				
		—	—	—	—		遠阪トンネル	全区間	

イ 通行規制の実施方法

通行規制の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

(ア) 通行禁止の規制を実施する場合は、道路情報板等により、通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないようにし、あわせて、迂回路の情報に努めること。

(イ) 地震により通行禁止の規制を実施した場合は、通行禁止区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対して、巡回車及びラジオ等により、原則として次のとおり指示すること。

a 本線上にある車両等は、左側路肩に停車し、道路公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。

b サービスエリア等にある車両等は、道路公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。

(ウ) 被災状況の点検

通行規制を実施した場合は、速やかに道路の被災の有無を点検するものとする。この場合、別に定める「震災点検マニュアル」により、実施することとする。

(エ) 通行規制の解除等

通行規制の解除にあたっては、事務所長は次の事項に留意するものとする。

a 通行禁止前点検の結果、通行規制の必要がないと認められる場合は、速やかに解除するものとする。

b 解除前点検の結果、引き続き通行規制が必要と認められる場合は、状況に応じて通行の禁止又は通行制限の措置を講ずるものとする。

c 通行規制を解除又は変更するときは、所轄警察署又は高速道路交通警察隊に必要な事項を協議し、周辺道路管理者に連絡を行うものとする。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制第76条第1項（災害時における交通の規制等）

(ア) 県公安委員会により、道路の区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための規制であるため、警察や関係機関と連携して規制区間及び期間等について周知を行うものとする。

(イ) 第76条の6（災害時における車両の移動等）

災害発生時に立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行に著しく支障が生ずるおそれがあることから、事務所長は、県公安委員会や関係機関と連携して道路の区間を指定し、車両等の移動命令や車両の移動等を行う場合の権限が与えられたことに伴い、令和3年4月改正の「災害対策基本法に基づく車両移動等に関する運用の手引き」により行うこととする。

エ 防災体制の解除

発令者は、災害が発生するおそれがなくなつたと認められる場合、又は応急復旧対策が進捗して安全が確保され、防災体制を解除することが適当と認められる場合は、発令者の判断により防災体制を解除し、その旨理事長に報告するものとする。

オ 被災状況等の調査と報告

(ア) 理事長への報告

事務所長は、被災状況等を調査し、その情報を随時電話等で本社へ連絡するものとする。

また、その詳細を可能な限り速やかに、様式編様式第2号「被災状況等報告書」により、本社技術部長を経由して理事長に報告するものとする。

(イ) 兵庫県への報告

本社保全課長は、被災状況等の情報を整理し、様式編様式第3号「道路交通規制状況」及び様式第4号「道路災害報告書」により、兵庫県土木部道路保全課及び道路企画課事業推進班へ報告するものとする。

(ウ) 国土交通省への報告

本社保全課長は、様式編「災害・事故発生時の情報提供の協力について」（国土交通省通知文）により関係部局に報告するものとする。

カ その他

災害等の現場を本格的に復旧する必要がある場合又は管理瑕疵の有無の判定及び災害等関係者との示談を必要とする場合は、事務所長は理事長と協議の上、実施する。

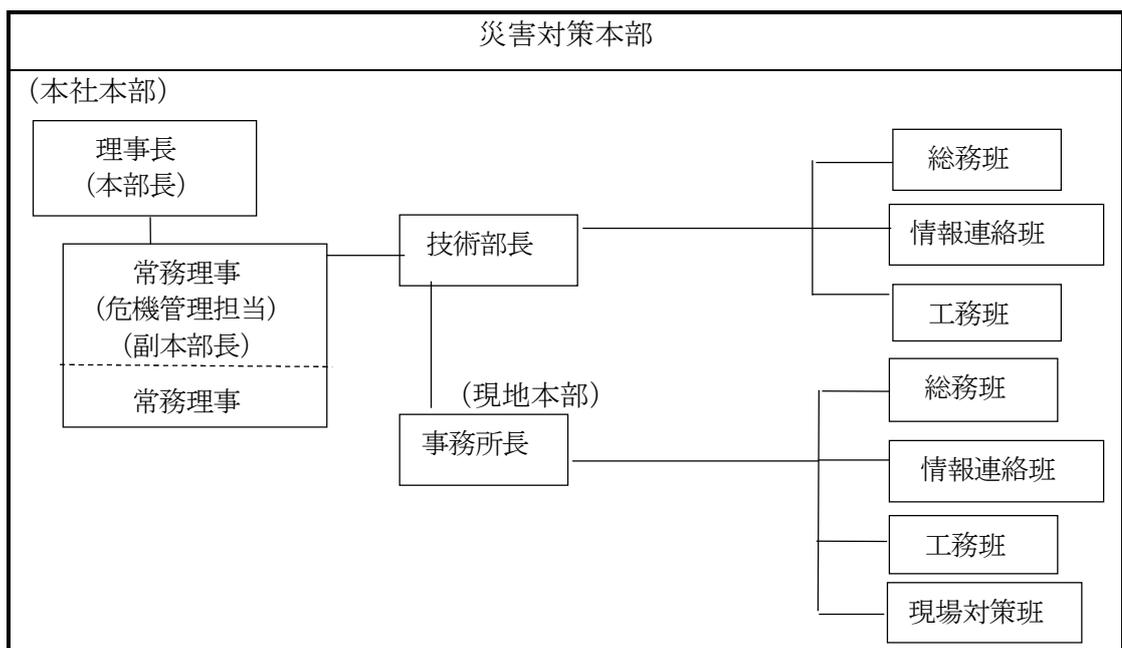
2 災害応急対策

(1) 災害対策本部の設置

危機管理要綱第7条の規定に基づき災害対策本部を設置する。

ア 組織

災害対策本部の組織は次表のとおりとする。



イ 職員の配備体制

災害対策本部が設置された場合の配備体制は、全職員（臨時職員等を除く）をもってあ
てるものとする。

なお、班毎の職員編成は以下のとおりとし、必要に応じて本部長が指示するものとする。

ウ 任務

任 務	主な内容	
	本社	事務所
総 務 班	<ul style="list-style-type: none">・社内の連絡調整・庶務一般・本部の設営及び運営・マスコミへの対応	<ul style="list-style-type: none">・社内の連絡調整・庶務一般・現地の設営及び運営
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none">・気象・災害情報の収集・関係機関との連絡調整・利用者への情報提供	<ul style="list-style-type: none">・気象・災害情報の収集・交通管理業務・関係機関との連絡調整・利用者への情報提供
工 務 班	<ul style="list-style-type: none">・応急復旧工法の検討	<ul style="list-style-type: none">・道路、附属施設等点検・応援業者の出動要請・応急措置、復旧工事の実施
現場対策班		<ul style="list-style-type: none">・負傷者の救護、避難誘導・通行規制による現場の安全確保・緊急輸送路（指定）の確保・現場見分の立会

(2) 防災情報の収集

兵庫県災害対策本部等関係機関と緊密な連携を図り、防災情報を収集する。

なお、気象観測情報の種類等は、資料編資料2「気象観測情報等」のとおりである。

(3) 職員等への緊急連絡体制

ア 休日・夜間の緊急連絡体制

休日・夜間における緊急連絡体制は、別表編別表第3「緊急連絡体制表」[防災対策]の
とおりとする。

イ 職員への緊急連絡体制

休日・夜間における職員への緊急連絡は、別表編別表第4「緊急連絡網」及び別表第5
号「職員連絡先」によるものとする。

ウ 関係機関への緊急連絡体制

関係機関に対する緊急連絡は、別表編別表第6「関係機関連絡先」によるものとする。

(4) 災害対策本部が未設置の時点での動員の実施

震度5弱以上の地震が発生したときは、別に定める「地震発生時の対応マニュアル」に
基づき、各職員は責任を持つて的確に対応するものとする。

第6 重大事故・事件対策

1 重大事故・事件対策

道路公社が管理する道路で、交通事故など重大、特異な突発事案（以下「事故等」という。）が発生した場合には、被害の拡大を防止して、早期に道路交通の安全を確保するとともに警察、消防等関係機関の活動が円滑に行われるよう支援する。

2 体制の区分及び発令基準

(1) 体制の区分及び発令基準

事故等の区分は下記のとおりとし、事件発生時における初動措置体制は、「重大事故・事件対策対応マニュアル」の「2 発令基準及び体制区分」の表のとおりとする。

- 1 重大な交通事故
- 2 管理瑕疵の恐れがある事故
- 3 その他特異な事故・事件
- 4 通行規制を伴う事故

(2) 体制の発令

体制の発令者は、本社にあつては常務理事（危機管理担当）、事務所にあつては事務所長とし、事故等の規模、態様に応じて弾力的に運用するものとする。

なお、体制を発令したときは、速やかにその旨を理事長に報告するものとする。

(3) 配備体制

ア 職員の配備体制は、別表編別表第1「職員の配備体制表」のとおりとする。

なお、緊急体制及び非常体制の発令時には、発令者の判断により本社常務理事（危機管理担当）に職員の応援派遣を要請することができるものとする。

イ 本社及び事務所の班編成等を定めた別表編は、毎年度当初に見直すものとする。

3 任 務

体制発令時の任務は、次表のとおりとする。

◇警戒体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none">・ 事故・事件・災害情報の収集・ 社内及び関係機関との連絡調整・ 利用者への情報提供	<ul style="list-style-type: none">・ 事故・事件・災害情報の収集・ 交通管理業務・ 社内及び関係機関との連絡調整・ 利用者への情報提供

◇緊急体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none">・ 事故・事件・災害情報の収集・ 社内及び関係機関との連絡調整・ 利用者への情報提供	<ul style="list-style-type: none">・ 事故・事件・災害情報の収集・ 交通管理業務・ 社内及び関係機関との連絡調整・ 利用者への情報提供
工 務 班		<ul style="list-style-type: none">・ 道路、附属施設等点検・ 応急措置の実施

◇非常体制

任 務	主 な 内 容	
	本 社	事 務 所
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般 ・ マスコミとの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の連絡調整 ・ 庶務一般
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・事件・災害情報の収集 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・事件・災害情報の収集 ・ 道路交通管理業務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 利用者への情報提供
工 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、附属施設等点検 ・ 応援業者の出動要請 ・ 応急措置、復旧工事の実施
現場対策班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救護、避難誘導 ・ 通行規制による現場の安全確保 ・ 緊急輸送路（指定）の確保 ・ 現場見分の立会

4 関係者

- (1) 事務所長は、あらかじめ消防、警察、負傷者等を収容する救急病院等関係機関を把握して、職員に周知徹底させておくこと。
- (2) 事務所長は、あらかじめ応急復旧に係る関係業者に協力を要請しておくとともに、職員に周知させておくこと。

5 事故状況との調査と把握

- (1) 理事長への報告
事務所長は、事故等の詳細を可能な限り速やかに、様式編様式第10号「事故等発生報告書」により、本社業務管理課長を経由して理事長に報告するものとする。
- (2) 兵庫県への報告
本社業務管理課長は、事故等の情報を整理し、様式編様式第3号「道路交通規制状況」及び様式第11号「事故等報告書」により、兵庫県土木部道路保全課及び道路企画課事業推進班へ報告するものとする。
- (3) 国土交通省への報告
本社業務管理課長は、事故及び通行規制の状況等を様式編「災害・事故発生時の情報提供の協力について」（国土交通省通知文）により関係部局に報告するものとする。

6 具体の行動

情報の収集、現場における措置から報告に至るまでの具体の行動については、別に定める「重大事故・事件発生時の対応マニュアル」によるものとする。

7 その他

事故等の現場を本格的に修復する必要がある場合、又は、道路の管理瑕疵の有無の判定並びに事故関係者との示談を必要とする場合は、事務所長は理事長に協議を行うものとする。

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成15年3月20日から施行する。

なお、平成7年制定の「兵庫県道路公社防災対策要領」は、廃止する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

付則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和5年10月5日から施行する。

播 但 連 絡 道 路

施 設 管 理 要 領

兵 庫 県 道 路 公 社

目 次

1. 目的	1
2. 基本事項	1
2-1 対象施設	1
2-2 業務内容	1
2-3 管理区分と管理体制	2
2-4 関連法規	5
3. 運営計画、履行監督	6
3-1 業務一般	6
3-2 業務内容	6
4. 運転監視・操作	7
4-1 業務内容	7
4-2 運転監視・操作設備	8
5. 保守・点検	9
5-1 業務一般	9
5-2 業務内容	11
5-3 保守・点検の頻度	13
5-4 保守・点検の実施	13
5-5 点検項目および点検種別	14

1 目的

道路利用者の安全かつ円滑・快適な交通を常に確保するためには、道路諸施設を良好な状態に保つ24時間体制の施設管理が必要である。

この管理要領は、道路諸施設の管理を適切及び効率的に行うことを目的とし、日常の業務内容の基本を定めるものである。

2 基本事項

2-1 対象施設

施設管理の対象は以下とする。

(1) 道路関連施設

- ① 高圧受変電施設、低圧受電施設
- ② 自家用発電機設備
- ③ 道路照明施設
- ④ トンネル照明、換気、非常用施設
- ⑤ 一斉放送施設
- ⑥ 中波再放送施設
- ⑦ 道路情報板施設
- ⑧ 可変速度規制標識施設
- ⑨ 内外照標識照明施設
- ⑩ 気象観測施設
- ⑪ ITV 施設
- ⑫ 融雪施設
- ⑬ 料金機械施設(ETC 含む)
- ⑭ 遠方監視制御施設
- ⑮ 光ネットワーク施設
- ⑯ 非常電話施設
- ⑰ ブリンカーライト、視線誘導灯施設、通行止遮断機施設
- ⑱ 地下道排水施設
- ⑲ 給排水施設(SA/PA.料金所)

(2) 建築物関連施設

- ① 建築物(SA.PA.料金所.ブース.管理事務所)
- ② 建築付帯施設(トイレ.照明他)

2-2 業務内容

この管理要領の対象とする業務内容を以下に示す。なお、施設管理に当たっては、計画的に業務を遂行するとともに、日々蓄積される各種報告やデータに基づいて各設備の総合診断を行い、運用改善を実施していく。

(1) 道路関連施設の管理

- ① 運転監視・操作
- ② 保守・点検
- ③ 異常時の対応

(2) 建築物関連施設の管理

- ① 建築物の保守・点検
- ② 付帯設備の運転監視
- ③ 付帯設備の保守・点検
- ④ 異常時の対応

2-3 管理区分と管理体制

(1) 管理区分

管理対象は、播但連絡道路全線(延長 65.1km)及び遠阪トンネルの諸施設であり、播但連絡道路管理事務所での一括管理とする。

(2) 管理体制

施設管理は、施設管理担当者と設備監視技術員、保守・点検技術員による体制で実施する。

なお、設備の運転監視・操作は、播但連絡道路管理事務所の管制室に設置した遠方監視制御設備を用いて通年 24 時間体制で実施する。

また、機器メーカー、電気・機械工事業者による作業は適宜実施する。

管理体制を図 2-3-1 に示す。

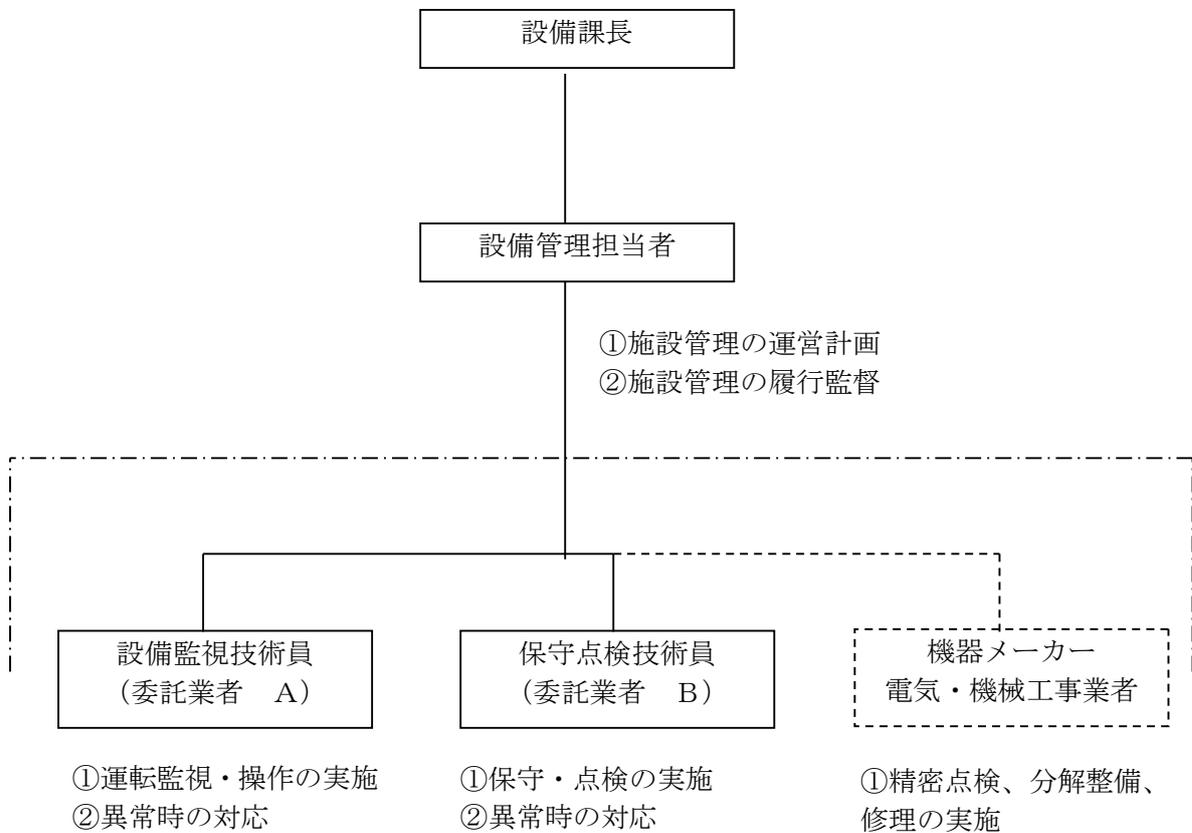


図 2-3-1 管理体制

施設管理業務を遂行する上では、設備監視技術員と設備保守・点検技術員が相互の業務内容を把握し協力体制をとる。また、管制室では、交通管理も同時に実施されており、必要に応じて、交通管理業務との相互連携をとる。

以下に、施設管理業務、交通管理業務の協力体制、相互連携を示す。

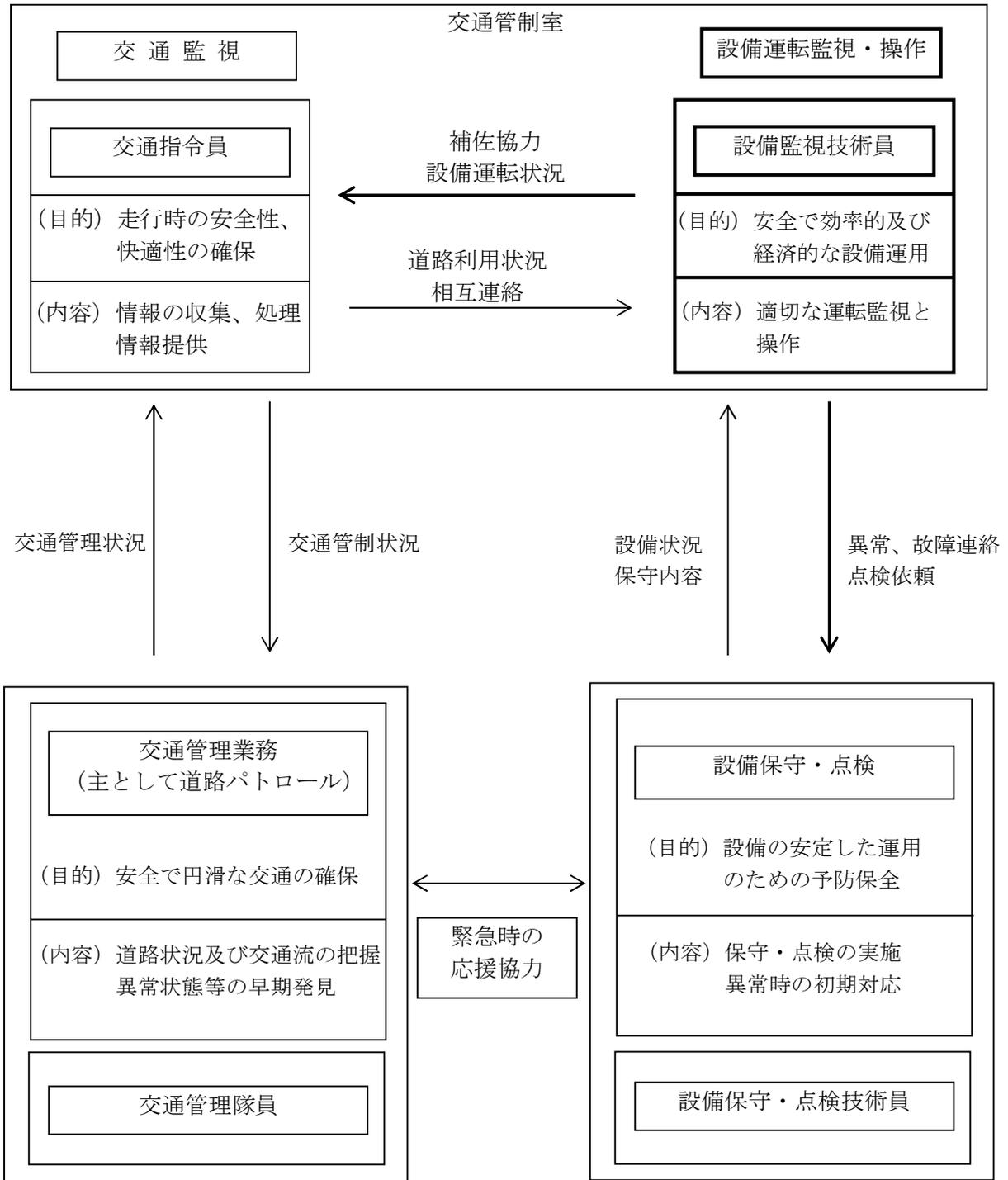


図 2 - 3 - 2 施設管理業務、交通管理業務の協力体制、相互連携

(3) 業務役割分担

各業務と担当役割分担の関係を表2-3-3に示す。

表2-3-3 業務内容と役割分担

業務項目	業務内容	作業時間	役割分担				備考
			管理 担当者	監視 技術員	保守・ 点検 技術員	機器メ ーカ ー等	
設備の 運転監視・操作	・運転計画立案	平日昼	○				
	・自動運転監視	全日		○			
	・機器状態監視	全日		○			
	・機器の操作	全日		○			
	・日報作成	全日		○			
	・監視・操作報告書確認	平日昼	○				
保守・点検	・点検計画立案	平日昼	○				
	・日常点検	平日昼			○		
	・通常点検	平日昼			○		
	・定期点検	全日			○	○	※1
	・臨時点検	全日			○		※1
	・分解整備	全日			○	○	※1
	・点検報告書作成	全日			○	○	※1
	・保守・点検報告書確認	平日昼	○				
異常時対応	・臨時点検要請	全日	○	○			※1
	・現場状況確認	全日	○	○	○		※1
	・小修理・応急処置	全日			○		※1
	・修理委託要請	全日	○				※1
	・メーカー修理	全日			○	○	※1
	・他部署との連携・連絡	全日	○				※1
	・報告書作成	全日		○	○	○	※1
	・報告書確認	全日	○				※1

※1：・緊急を伴わないものは平日昼に実施とする。

・複数の事象が発生した場合等状況に応じて職員が臨時点検等を実施する場合がある。

2-4 関連法規

施設管理業務の実施においては、表2-4-1の法規を主に、その他関連法規についても遵守する。

表2-4-1 関連法規との関係

	受変電施設	自家発電施設	照明施設	トンネル換気施設	防災施設	放送施設	道路情報板施設	速度規制標識施設	標識照明施設	気象観測施設	ITV施設	雪氷施設	料金機械施設	遠方監視施設	非常電話施設	管理・料金事務所・S・A・P・A建築物
道路法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電気事業法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建築基準法	○	○										○				○
電波法					○	○										
有線ラジオ放送法					○	○										
消防法	○	○														○
水道法																○
浄化槽法																○
水質汚濁防止法												○				○

(参考)

電気事業法では、自家用電気工作物においては、「電気主任技術者」を選任または外部委託し、その工事、維持、運用に関する保安の監督の職務を行うこととなっている。播但連絡道路では、高圧受変電設備が自家用電気工作物に該当する。

3 運営計画、履行監督

3-1 業務一般

施設管理に当たって、運転監視・操作業務、保守・点検業務を適切及び効率的に実施するための運営計画を行う。また、受注者に対する責任をもった管理を実施し、履行監督業務の遂行に努める。

3-2 業務内容

運転監視・操作業務が適切及び効率的な運用となるように、日々蓄積されたデータや各種報告の内容を確認し、分析し、かつ道路利用者の施設利用状況などを考慮して設備の運転計画の見直しを行う。

保守・点検業務が適切及び効率的に実施できるように、日々蓄積されるデータや各種報告の内容を確認し、分析し、保守・点検計画の見直しを行う。また、各設備の総合診断を行い、機器の更新計画についての検討資料の整理を行う。

設備監視技術員、保守・点検技術員、メーカー等に対して、設備の運転計画、点検計画をもとに業務の指示を実施し、適宜その業務報告の確認を行い、施設管理を適切及び効率的に実施するよう努める。

4 運転監視・操作

4-1 業務内容

運転監視・操作の業務は、播但連絡道路管理事務所の管制室において遠方監視制御設備等を用いて諸設備の稼働状態を常時監視し、設備の故障、計測値異常等の状態変動時には状況の判断を行うとともに、設備の操作等適切な処置を即時実施する。

(1) 設備の運転監視・操作

設備監視技術員は、管制室に設置された遠方監視制御装置により各設備の運転状況、異常の有無を監視するとともに、各事象を把握し、交通管理と連携をとり、適宜各設備機器の遠方操作を行う。なお、各機器の操作については個別のマニュアルに従い行う。

設備の運転監視・操作業務を以下に示す。

- ① 各設備の運転監視・操作
- ② 異常の有無確認
- ③ 交通量、気象状況等の情報把握
- ④ 作業記録・報告書作成
- ⑤ 資料の整理と保管

(2) 異常時の対応

設備監視技術員は、遠方監視制御装置あるいは、保守・点検技術員、交通管理隊からの連絡、道路利用者からの通報等により各設備の故障、事故等の異常を認識した場合は、施設管理担当者へ状況を報告する。施設管理担当者は、異常状況に応じて適切な設備の運転操作を設備監視技術員に指示するとともに、保守・点検技術員への臨時点検の要請を行う。なお、道路交通に影響を与えると判断される場合には、交通管理担当者と連携し通行規制を含め適切に処置するように努める。

夜間、休日においては、あらかじめ定める連絡体制にしたがって施設管理担当者に連絡し、指示・指導をおおぎ適切な処置を行う。

異常時の対応業務を以下に示す。

- ① 設備の状態確認
- ② 設備の遠方操作
- ③ 現場への指示
- ④ 報告

(3) 記録・報告

運転監視・操作の業務内容は、適宜記録し報告を行う。なお、施設の運転監視に影響を与えると判断される異常が発生した場合は、早急に施設管理担当職員に状況を報告する。

4-2 運転監視・操作設備

運転監視・操作を行う設備を表4-2に示す。

なお、設備の操作に当たっては、交通管理と連携を取り行う。

表4-2 運転監視・操作を行う設備

設備名称	設備・装置名称	操 作	監 視
受変電	受配電	○	○
	UPS・直流電源	—	○
自家発電	自家発電	○	○
照 明	照明（点灯制御）	○	○
トンネル換気	ジェットファン	○	○
	VI計	—	○
	CO計	—	○
	風向風速計	—	○
防 災	手動通報	—	○
	非常電話	—	○
	トンネル警報表示板	○	○
	消火器、誘導表示板・防火水槽	—	○
放送	ラジオ再放送	○	○
道路情報板	可変表示板	○	○
速度規制標識	可変式速度規制標識	○注1	○
標識照明	標識照明	—	○
気象観測	気象観測装置	—	○
ITV	ITV装置	○	○
雪氷	融雪設備	○	○
料金機械	料金機械	—	○
遠方監視制御	遠方監視制御	○	○
	通信システム	—	○
構内交換	構内変換	—	○
建築付帯	建築付帯の電気・機械	—	○

注1：操作は、兵庫県警察本部 高速道路交通警察隊 福崎分駐隊が行う。

5 保守・点検

5-1 業務一般

設備の保守・点検業務は、諸設備を常に安定した状態に保ち、故障等の異常を未然に防ぐために実施するもので、設備毎の点検項目や点検周期を設定した保守・点検計画に準じて実施する。

なお、補修の内容や点検の結果を整理、記録し、保守・点検計画の作成に役立てるようにする。

保守・点検の業務は次の通りとする。業務全体のフローを図5-1に示す。

- ① 設備の保守・点検計画
- ② 日常点検
- ③ 通常点検
- ④ 定期点検
- ⑤ 分解整備
- ⑥ 異常時の対応
 - (a) 臨時点検
 - (b) 小修理・応急処置
- ⑦ 機器メーカー、工事業者作業の立ち会い
- ⑧ 記録・報告

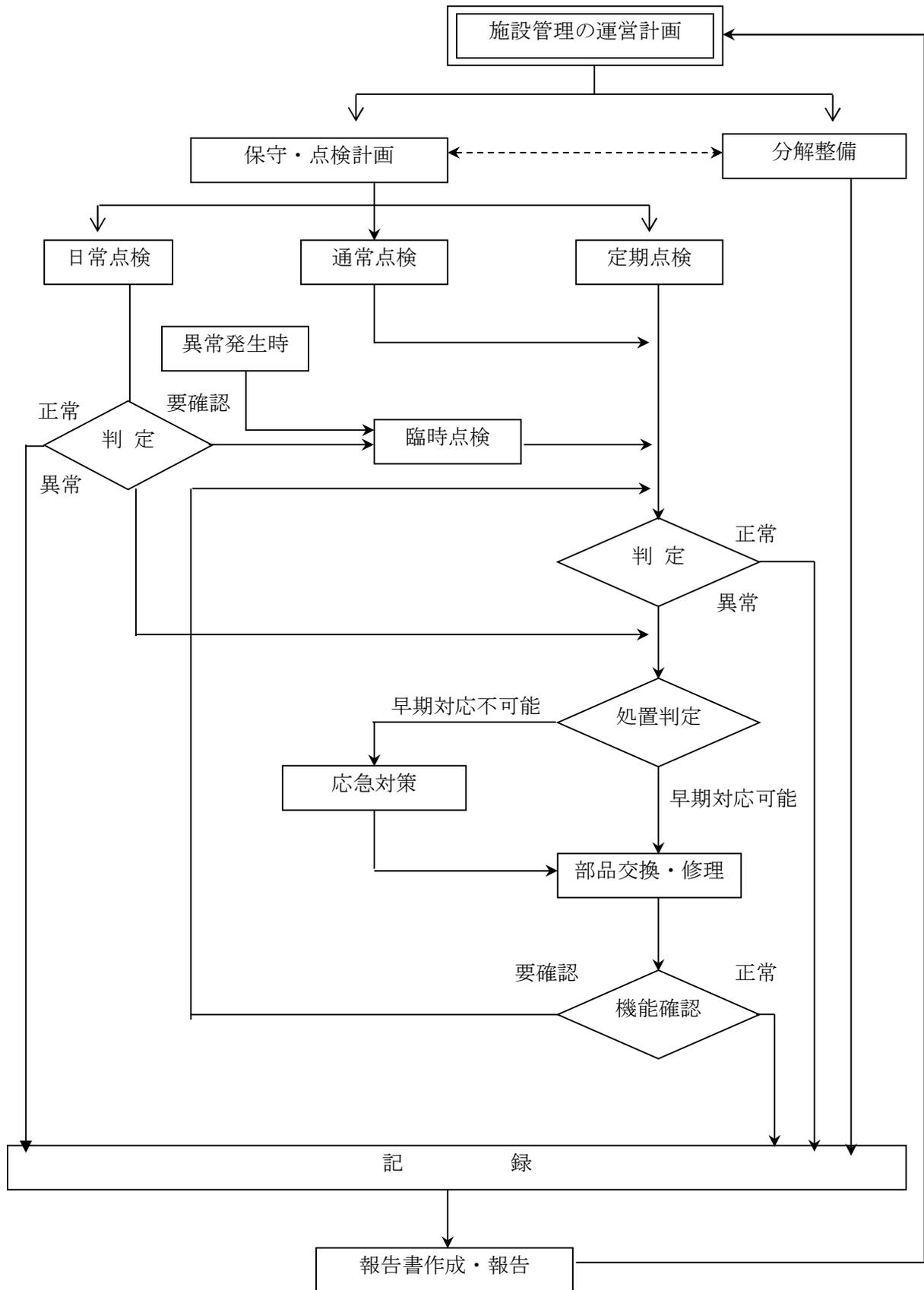


図5-1 保守・点検業務フロー

5-2 業務内容

(1) 設備の保守・点検計画

保守・点検業務を的確に効率的に実施するためには、保守・点検の頻度、内容を計画的に実施することが必要である。

保守・点検の頻度、内容は、対象施設の用途、目的、設置場所、設置環境、供用年数、運用時間、補修経歴、事前の点検結果等を十分に勘案し、あらかじめ保守・点検計画書を作成して決定する。

(2) 日常点検

① 点検の目的

日常点検は、異常の兆候や、損傷などの早期発見を目的として行うものである。

② 点検の内容

日常点検は、稼働状態にある設備や建築物を、人間の感覚（「見る」、「聞く」、「嗅ぐ」、「触れる」）により、正常な状態から変化した兆候を発見することである。

具体的には、電気室等の各機器の運転状態（振動、発熱、異音、異臭）の確認、メータ指示値の確認や道路照明ランプの不点確認、施設の目視での損傷確認などである。なお、施設の損傷等を発見した場合は、速やかに応急処置を実施する。

(3) 通常点検

① 点検の目的

通常点検は、日常点検の内容に加え、施設の健全度を把握し、機能低下の原因となる損傷を評価して補修の要否を判定する目的で行うものである。

② 点検の内容

通常点検は、目視や簡単な工具および測定器を用いて設備の運転状態での異常の有無、機器付属の計器による指示値の確認などを行うものである。

(4) 定期点検

① 点検の目的

定期点検は、法令等で義務付けられている点検の他に、機器の動作および機能を把握し予防保全的な評価判定を行うものである。

② 点検の内容

定期点検は日常・通常点検で確認できない項目について、設備の状況を目視または必要な測定機器等により計測し、試験し、清掃し、消耗品の補充・交換、各部の取付け状態の確認等を行うものである。

なお、制御装置等の保守・点検において、機器専用の計測・調整装置や専門技術を必要とする内容については、適宜、メーカーによる精密点検を実施する。

定期点検作業にあたっては、必要により設備を停止状態にし、点検を実施する。

(5) 分解整備

① 目的

分解整備は、機器を分解し通常・定期点検では確認することのできない箇所の点検および消耗品・摩耗品の補充・交換を行うものである。

② 内容

分解整備を実施する際は、機器の長期間の機能停止を伴うため、機能のバックアップ及び実施時期などの検討を十分行うものとする。

③留意点

分解整備の実施に当たっては、通常および定期点検の結果はもとより、過去の分解整備記録を踏まえ、機器の更新を含めた、施設の適切な運営についての計画をする。

(6) 異常時の対応

① 臨時点検の目的

臨時点検は、災害等が発生した場合に、各施設に異常が無いか確認する点検、および日常点検や遠方監視制御設備の運転監視で発見された異常の内容を把握するためのものである。

② 臨時点検の内容

通常点検に準拠し、目視や簡単な工具および測定器を用いて設備の運転状態での異常の有無、機器付属の計器による指示値の確認などを行う。

③ 小修理・応急処置

災害、事故、負荷の急増などにより設備の機能に障害が発生した場合に、施設管理担当、職員の指示により、軽易な作業により復旧が可能な場合は修理、または応急処置を障害部分に直ちに実施する。

(7) 機器メーカー、工事業者の立会い

機器メーカー、工事業者が点検、整備、修理等の作業を実施する時は、作業に立会い、作業内容を確認するとともに、道路利用者および作業者の安全確保に努める。また、適宜作業に伴うバックアップとして、設備の運転操作を設備監視技術員と連携して実施する。

(8) 記録・報告

保守・点検を実施したときは、保守の内容と点検の結果を整理、記録し、機器台帳の整備を行う。なお、点検により道路交通に影響を与える異常と判断される場合は、早急に施設管理担当職員に状況を報告する。

5-3 保守・点検の頻度

保守・点検頻度は、原則として表5-3の通りとするが、各設備ごとの実際の頻度の決定は、保守・点検計画を作成し設定する。

表5-3 保守・点検の頻度

日常点検	通常点検	定期点検	分解整備
1回/週	1回/1カ月	1回/半年、1年	随時※1

※1:分解整備の頻度は、稼動状況、設置環境等により異なるので、過去の整備記録を参考に定期点検結果から判断する。

5-4 保守・点検の実施

保守・点検業務は、原則として次の通り実施する。なお、点検により異常が発見された場合、遠方監視制御装置で異常と判断された場合などは、臨機応変に対応する。

(1) 日常点検

保守・点検技術員は、日常点検を播但連絡道路全線に点在する対象設備について、日々順々に巡回しながら実施する。一つの点検対象設備について、点検頻度に示す周期で巡回できるように保守・点検の計画を行う。

(2) 通常点検

保守・点検技術員は、日常点検を実施しながら、点検頻度に示す周期で通常点検を実施する。一つの点検対象設備について、点検頻度に示す周期で巡回できるように保守・点検の計画を行う。

(3) 定期点検

保守・点検技術員は、日常点検、通常点検を実施しながら、点検頻度に示す周期で定期点検を実施する。定期点検は、時間を要するため、日常点検、通常点検との調整を行う他、設備の機能停止を伴う場合には、実施時期の設定について交通量の少ない期間を設定する他、機能停止する設備のバックアップを含めた保守・点検の計画を行う。

(4) 点検時の安全管理

点検の実施に当たっては、作業の安全確保に十分留意する。

- ① 点検に用いる車両は、道路交通法の道路維持作業自動車の指定を受けた車両を用いる。
- ② 本線で作業を実施する場合は、監視員を配置し通行率両及び作業員の安全を確保する。
- ③ 本線で車両を停車する場合は、原則として非常駐車帯とし適宜、道路情報板等により通行車両への注意喚起を交通管理と連繫して行う。

5-5 点検項目および点検種別

点検項目および点検種別を表5-5に示す。なお、異常時等状況に応じて職員が点検を実施する場合もある。

表5-5 点検項目および点検種別(1/5)

施設	設備	設備点検項目	点検種別			担当
			日常	通常	定期	
受配電施設	高圧受変電	異音、異臭、異温、外観異常 メータ確認(電圧、電流、電力、力率、電力量) 経済産業省届出項目巡視 精密点検	○ ○	○	○	保守・点検技術員 " " メーカー・業者
	低圧配電	異音、異臭、異温、外観異常 メータ確認(電圧、電流、電力、力率、電力量) 経済産業省届出項目巡視 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 精密点検	○ ○	○ △	○ ○ ○	保守・点検技術員 " " " " メーカー・業者
	直流・UPS	異音、異臭、異温、外観異常 メータ(電圧、電流)確認 蓄電池状態(電圧、液面)確認 精密点検	○ ○	○	○	保守・点検技術員 " " メーカー
自家発電施設	自家発電	外観点検(本体、補機) 経済産業省届出項目巡視点検 無負荷運転 絶縁抵抗測定 実負荷運転 精密点検	○	○ ○ △	○ ○ ○	保守・点検技術員 " " " " メーカー
照明施設	照明	点灯状況外観目視点検 異音、異常発熱 非常用照明点灯確認 絶縁抵抗測定	○	○ ○ △	○	保守・点検技術員 " " "
トンネル換気施設	ジェットファン	異音、振動、外観 動作電流 絶縁抵抗測定 ケーシング、吊金具変形、損傷、ボルト緩み欠陥有無 羽根車各部状況 電動機動作状況	○ ○	△	○ ○ ○ ○ ○	保守・点検技術員 " " " " メーカー "

△：必要に応じて適時測定する。

表5-5 点検項目および点検種別 (2/5)

施設	設備	設備点検項目	点検種別			担当
			日常	通常	定期	
トンネル換気施設	V I 計	外観異常有無 センサー・本体・盤関係清掃 ボルト緩み有無 自動校正ステップ確認 絶縁抵抗測定 精密点検	○	○ ○ ○ △ ○	○ ○	保守・点検技術員 " " " " " メーカー
	C O 計	外観異常有無 センサー・本体・盤関係清掃 ボルト緩み有無 スパン確認 絶縁抵抗測定 精密点検・定期部品取替え	○	○ ○ △ ○	○ ○ ○	保守・点検技術員 " " " " 保守・点検技術員 メーカー
	W S 計	外観異常有無 センサー・本体・盤関係清掃 ボルト緩み有無 絶縁抵抗測定	○	○ ○ △	○	保守・点検技術員 " " "
防災施設	消 火 器	外観目視点検 消火器格納確認 消火器状況確認	○	○ ○		保守・点検技術員 " "
	手 動 通 報	外観目視点検 動作確認 絶縁抵抗測定 精密点検 (主制御装置・副制御装置)	○	○ △	○ ○	保守・点検技術員 " " " メーカー
	非 常 電 話	表示ランプ確認 通話確認 (交換機含む) 絶縁抵抗測定	○	○ △	○	保守・点検技術員 " "
	誘 導 表 示	外観及び表示ランプ確認	○			保守・点検技術員
	防 火 水 槽	水量、水位の確認		○		保守・点検技術員

△：必要に応じて適時測定する。

表5-5 点検項目および点検種別(3/5)

施設	設備	設備点検項目	点検種別			担当
			日常	通常	定期	
放送施設	ラジオ再放送	外観目視点検 ラジオ再放送受信確認 放送モニター確認 割込み放送試験 電波法定期点検項目	○ ○	○ ○	○	保守・点検技術員 " 保守・点検技術員 " "、メーカー
情報板施設	情報板	表示及び外観状況確認 操作試験 絶縁抵抗測定 精密点検	○	○ △	○ ○	保守・点検技術員 " " メーカー
速度規制標識施設	可変速度規制標識	外観目視点検 動作試験 絶縁抵抗測定 精密点検	○	○ △	○ ○	保守・点検技術員 " " メーカー
標識照明施設	標識照明	点灯状況外観目視点検 絶縁抵抗測定	○	△	○	保守・点検技術員 "
気象観測施設	気象観測装置	外観目視点検 動作試験 精密点検	○	○	○	保守・点検技術員 " メーカー
ITV施設	ITV	外観取付状況状態確認 画質異常の有無 VTR 動作機構の異常の有無 レンズ面清掃及び傷の有無 精密点検	○ ○ ○	○	○	保守・点検技術員 保守・点検、監視技術員 " 保守・点検技術員 メーカー

△：必要に応じて適時測定する。

表5-5 点検項目および点検種別(4/5)

施設	設備	設備点検項目	点検種別			担当
			日常	通常	定期	
凍結等対策施設	薬液装置	外観点検 動作確認 絶縁抵抗測定	○	○ △	○	保守・点検技術員 〃 〃
料金機械施設	料金機械	料金機械外観・異音・異臭等確認 動作確認 精密点検	○		○ ○	保守・点検技術員、料金収受員 専門保守業者 専門保守業者
	ブース	外観確認 空調機外観、異音、異臭、動作等確認 表示設備、ランプ外観・点灯確認 空調機フィルター点検	○ ○ ○	○		保守・点検技術員、料金収受員 〃 〃 保守・点検技術員
	キャノピー	外観確認	○			保守・点検技術員、料金収受員
遠方監視制御施設		各装置・盤の異常の有無 モニターの清掃及び輝度チェック データ保存状況確認 精密点検	○	○ ○	○	保守・点検技術員 監視技術員 保守・点検、監視技術員 メーカー
構内交換施設		外観確認 給排気口、ファン確認 電源電圧確認 可聴信号、局線受発信確認 精密点検	○	○	○ ○ ○	保守・点検技術員 〃 〃 〃 メーカー

△：必要に応じて適時測定する。

表5-5 点検項目および点検種別 (5/5)

施設	設備	設備点検項目	点検種別			担当
			日常	通常	定期	
建築物		屋根、外装等の外観 内装等の外観	○	○		保守・点検技術員 〃
	空調	外観目視点検 動作確認 漏水・異音・異臭・異温の有無	○ ○ ○			保守・点検技術員 〃 〃
給水		外観目視点検 漏水・異音・異臭・異温の有無 給水・給湯設備の汚損有無 絶縁抵抗試験 水質検査	○ ○	○ △	○ ○	保守・点検技術員 〃 〃 〃 業者
	汚水排水	衛生設備の動作状況 浄化槽の汚損有無 絶縁抵抗試験 浄化槽の清掃 水質検査	○	○ △	○ ○ ○	保守・点検技術員 〃 〃 業者 〃
消防設備		外観目視点検 消火器状況確認 自火報設備動作確認	○		○ ○	保守・点検技術員 〃 〃・メーカー
	配電盤・照明等	外観目視点検 器具清掃 絶縁抵抗試験 接地抵抗試験	○	△	○ ○ ○	保守・点検技術員 〃 〃 〃

△：必要に応じて適時測定する。